

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所 設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入等）【14】）」
2. 日時：令和6年1月9日（火） 14時25分～19時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥安全規制調整官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子燃料技術グループ長 他12名（※うち6名）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・玄海原子力発電所 高燃焼度燃料導入等設置変更許可申請に係る事実確認リスト（4. 非常時炉心冷却・除熱関連）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子炉規制庁鈴木です。
0:00:05	本日は九州電力玄海原子力発電所、
0:00:09	高燃焼度燃料導入棟設置変更のヒアリングを行います。
0:00:14	本日は事前に九州電力に規制庁審査チームからお送りしています。
0:00:23	事実確認リスト、非常時炉心冷却除熱関係として
0:00:29	お送りしているリスト、これに沿って確認をしていきたいと思ひます。それ以外の資料としましては、
0:00:37	昨年末 12 月 26 日の審査会合で使用した資料、これに基づいて確認をしていきたいと思ひます。また必要に応じまして、
0:00:47	既許可の申請書の記載についても確認をしていくことに、
0:00:51	明日、
0:00:52	九州電力の方はリストの順番に沿ってやっていってよろしいでしょうか。
0:01:02	九州電力の織田です。はい。事実確認リストの順番に、
0:01:10	形状規制庁スズキです。では早速、
0:01:13	事実確認リストナンバー1 から確認をしていきたいと思ひ
0:01:21	まず、ナンバー1 から、
0:01:25	5 までが、
0:01:27	13 条 2 号関係設計基準対象。
0:01:31	設計基準事故関連の内容になります。
0:01:35	まず、
0:01:37	ナンバー1。すいません。それから、
0:01:41	No.1 から 4 までは、
0:01:45	基準、
0:01:47	及び解釈で示している。
0:01:50	判断基準の具体的な判定内容について、申請書の記載の確認を、
0:01:58	していくところになります。趣旨としてはそういったこと。
0:02:01	まず、ナンバー1 ですけれども、
0:02:05	既許可の本文 15、
0:02:08	の両括弧 1、ローマ数字両括弧 2、ここが、
0:02:14	判断基準を記載しているところですが、
0:02:20	懇親制で言いますと、同じく本文 10 号聾の両括弧 3 のaポツ、
0:02:28	ですね、ここは評価結果を示しているところですが
0:02:34	表裏一体になると。
0:02:36	その基準につきまして、確認していきます。まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:44	今日は申請書に記載されています十分な冷却が可能である。
0:02:49	これについては、基準及び解釈にありますように、
0:02:57	旧原子力安全委員会の、
0:03:01	指針類のうち、軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の
0:03:06	性能評価指針、ECCS性能評価指針と言いますけどこれの、
0:03:11	基準、両括弧両括弧B、両括弧D。
0:03:15	安保。これに具体的にA判定とし、
0:03:18	基準として、具体的なものが、
0:03:21	示されています。それは、
0:03:33	金申請の申請書で言いますと、
0:03:38	通しページ 51 ページ。
0:03:41	両括弧 3。
0:03:44	Aポツ、
0:03:46	同じく両括弧両括弧B、両括弧D。
0:03:49	当たります。
0:03:52	一方で、
0:03:56	その基準として、
0:03:58	もう一つ、炉心は著しい損傷に至ることがないと、これについても、
0:04:07	この
0:04:08	評価結果。
0:04:09	両括弧 3、ポツのところに、
0:04:13	裏返しで書いてありますけれども、これについては具体的な、
0:04:18	判断基準、或いは解析評価の説明というものが、
0:04:25	本文中では見当たらないようですので、
0:04:29	ここはどのように評価して、
0:04:32	判定をしているか、もし本部になれば、
0:04:36	添付書類 10 の記載箇所を示して説明をしてください。
0:04:42	九州電力の織田です。
0:04:45	まずう
0:04:47	十分な冷却が可能であるというところの判断につきまして、
0:04:53	記載いただいているイシイ性能評価式の基準、A、B及びDにて判定する としているがというところなんですが、まずちょっと、
0:05:01	チラーがですね、AとBで判断しているものと認識をしております、
0:05:09	安全評価審査指針の解説に、もう 3 ポツの判断基準。
0:05:15	ついてというところがありまして、十分な冷却が可能である。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:23	解説、ローマ数字 2 の 3 ポツ、
0:05:33	そちらの方に、十分な炉冷却が可能であることの具体的な判断としまして原則としてイシイ性の評価指針の基準の一部である。
0:05:44	一行と 6 をですね、以降が燃料被覆管の温度を 1200 度以下、
0:05:49	炉が酸化量の 15%。
0:05:53	こちらによることとスルートを記載されておりまして、
0:05:56	十分な冷却可能であるということ自体はまず
0:06:00	基準の
0:06:02	はい。
0:06:03	括弧括弧 B。
0:06:05	この二つを見ているものと、
0:06:07	認識をしております。
0:06:09	あと、またですね炉心が著しい損傷に至ることがなくということについて
0:06:20	ですが ECCS 評価指針が解説 1、
0:06:22	の 3 ポツ 1g。
0:06:24	いいですね、基準。
0:06:26	括弧 1 及び 2、
0:06:29	に示される。
0:06:39	温度制限アベ参加料制限の目的は、原子炉冷却材喪失の過程で、燃料被覆管がその変性を極度に失うことなく炉心の冷却可能な、
0:06:43	形状を維持し得ることを保証することである。
0:06:54	ということがありまして、十分なルール、連携が可能であることと同様に
0:06:57	ですねイシイシステム評価指針の 3 ポツの(1)と(2)、
0:07:02	の同じ十分な、
0:07:05	連携可能であると同じものを、
0:07:09	見ることで、判断をしている。
0:07:12	ものになります。
0:07:15	説明は以上になります。
0:07:19	中小規制庁スズキです。
0:07:22	説明は理解したんですけども、
0:07:27	イシイ修正の評価指針の、
0:07:32	評価超えよう括弧 B をもって、
	炉心が著しい損傷に至ることがないことを、あわせて、
	確認、評価しているというところについて、
	そういう記載がどこかに明確に示されているのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:39	結局、その石井先生の評価指針で言っている、
0:07:44	ごめんなさい、ECCS性能評価資料(1)料額ですね。で言ってるのは、これは、
0:07:52	燃料の被覆材が冷温
0:07:55	に至っていたって、
0:07:58	延性を保っていて、冷却形状を損なわないような、
0:08:05	材料特性を、
0:08:08	残している。
0:08:10	ということを、判断基準とするための、
0:08:13	具体的な判定値になっているってことはECCS性能評価指針、解釈解説。
0:08:21	それは結果的に、両括弧4の長期の冷却、
0:08:27	ための前提条件。
0:08:29	できて、それはそれでいいです。
0:08:32	ただそれとイコール損傷するかしないかって話はまた別の問題。
0:08:37	かなと思ってるんですけど、PWRとしてはそこは、
0:08:41	延性を保ってるイコール損傷はしていないという判断ができる。
0:08:46	ものであるっていうね、何か技術的な何か、
0:08:50	根拠みたいな。
0:08:52	で、なぜこんなこと聞いているかっていうと、BWRは、
0:08:56	このイシ井清の評価指針の両括弧1両括弧2を満たしたとしても、
0:09:02	破損するケースがあるので、破損するんですね。
0:09:06	燃料棒の内側に、
0:09:08	冷却水、或いは蒸気が入って、
0:09:13	両括弧2の、
0:09:15	評価がですね、途中発破損したところから、
0:09:20	言ってみれば倍速になるんですね。
0:09:24	化学量論的な反応量。
0:09:28	そういったことを考慮したとしても、という言い方になって、
0:09:34	かつ、当然破損した燃料からは、ギャップに、
0:09:39	漏えいしてきている、通常運転中にですね、蓄積している、放射性物質の追加的な放出っていうのを、
0:09:46	ありますという現象を取り扱う。
0:09:50	PWRとしてはそういうのは、両括弧1両括弧2を持っている以上は、
0:09:55	ないんだっていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	こと。
0:09:59	をもって判断を何か判断しているのか、それから、
0:10:03	それ何か根拠みたい
0:10:16	九州電力の織田です。ちょっとすいませんBWRの件はすいません把握できてなかったところがあるので、PWRルーでもそういうところがあるのかという技術的な根拠というところでちょっと今、
0:10:28	お示しできるものを、がないんですけども、
0:10:36	ちょっとPとB共通的なお話かもしれませんが、設置許可基準規則の37条の解釈の方にちょっと参考となるような記載があるかな。
0:10:46	出まして、
0:10:47	37条の解釈の1-5のところでは、
0:10:51	そう。これ、
0:10:54	今の十分な炉心冷却が可能であるというところの、
0:10:58	プラスデービーの判断基準と同じような記載が書いてあって、炉心の著しい損傷が発生する恐れがないものであり、かつ炉心を十分に冷却できるものであること。
0:11:10	あとは以下に掲げる要件を満たすものであること。
0:11:13	ということで先ほどの燃料被覆管の最高の1200度以下とカクウ。
0:11:19	被覆管酸化量の15%以下であることというところもありますので、ちょっとこれを見ることで、
0:11:26	炉心の十分な冷却と炉心の著しい損傷、
0:11:30	発生しないというところは見れているのかなというところは、考えてはいたと。
0:11:35	稲荷。
0:11:38	吉尾規制庁スズキですか。仮にここを参照してそうですと言ったとしても、
0:11:44	これ新規制以前から、
0:11:47	それが変わってないはずで、仙台の高燃焼度燃料の導入の際も、今の記載と同じ記載になってると思うので、
0:11:56	これをよりどころっていうと、昔はなかったものよりどころにしてしまうことになるし、
0:12:02	ちょっと個人的な見解を言うと、この30関川研修を規則の
0:12:08	37条の解釈1-5で言ってるところは、先ほど言ったBWRみたいに、
0:12:14	燃料棒がですね破損する。
0:12:17	としても、先ほど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:19	言ったようにECCS性能評価指針の両括弧 1 両確認を満足していて、
0:12:25	も、
0:12:28	なぜ大丈夫かっていうと先ほど言ったように、通常運転中にギャップに蓄積したFPガスが、追加的に放出されたとしてもそれは、
0:12:39	大した放出量ではなくって、
0:12:41	設計基準事故の放射線被ばくのリスクの判断基準
0:12:48	田丸。
0:12:49	であるからして、
0:12:50	当然この新規制で、37 条の、
0:12:54	解釈、
0:12:56	ここに出てきたときに、それ自体はそもそも、
0:12:59	問題するものではない。
0:13:02	と私は理解していて、どちらかというと、ここは、
0:13:09	十分に冷却できること。
0:13:11	ていうのは、
0:13:13	重大事故に至る恐れがないという、
0:13:17	そういうことで、仮に、重大事故が発生したときに、
0:13:21	周辺公衆に対して、どのような放射線被ばくのリスク、或いは放射線、
0:13:28	実効線量、急性障害というふうに話をするのかどうか分からないです
0:13:34	そういったことを、
0:13:35	に至らないかどうかってのはむしろシノ著しい損傷がないかどうか
0:13:39	つまり、年燃料ペレット自体が熔融したり、
0:13:44	或いは場合によってはリロー系と、炉心から医療系としてしまったりする ようなことがないかと。
0:13:49	そういったことを主眼としているような、
0:13:51	私は、
0:13:52	理解しているので、ここにその意味合いが、
0:13:56	出てくるのかなというふうに思っていてそれは、DBAとはやっぱりちよつ と
0:14:01	ニュアンスが本来は違うはずかなという。
0:14:05	これはあくまでも私の
0:14:07	主観で言ってるところなので、
0:14:10	これがこの基準を作った時の考え方としてのベースになってるかどうか ってところはちょっと別ですけど、少なくとも、
0:14:20	新規制以前に、高燃焼度燃料を導入してる時にはこういった、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:24	よりどころにするところはなかったので、当然のことながら先ほど言ったようなBWRみたいなパターンも、
0:14:31	あり得るかなっていうふうに思って。
0:14:33	それはPWRとクドウんそういったと見る必要はない。
0:14:37	その破損モードとして、
0:14:39	見るようなものじゃないですか。ちなみにBWRの破損モードはですね、皮膚科のパンクなんですね。
0:14:46	燃料被覆管の内圧によって、
0:14:51	と内外圧差によって、
0:14:54	被覆管の円周方向へ発生するをよ、
0:14:57	これと温度、
0:14:59	その兼ね合いで、
0:15:03	皮膚科の形状が変わるような、見た目変わるような、
0:15:07	パンクではなく単純に圧力が抜けてしまう。
0:15:11	ような、パンクの
0:15:14	破損モードがありますと。
0:15:16	これは実験等々で確認をされていることで、
0:15:20	そういったものを、
0:15:22	があったときには当然先ほど言ったように、被覆管の内側からも、
0:15:26	参加が促進されていきますというようなモード切り換えがありますと。
0:15:32	そういったことを確認するためのものでもある。
0:15:35	そういったものはPWRには特段、
0:15:38	添付書類 10 を見ても、そういった現象を扱うようなものは書いてないし、ちょっとまだ、
0:15:47	参考資料、
0:15:48	ですね、申請書の参考資料の方はちょっと読みきれていないので、
0:15:54	そういったものがないと言い切ってるのかどうかちょっとよくわからないんだけど、もしそこでないというふうな、結論づけられていって、先ほど九州電力言ったような、
0:16:03	説明なんですと。
0:16:05	イシイシステム評価診療(1)医療確認を満たしていれば、
0:16:10	炉心の一時損傷が発生しないという判断になるんだと、そういう、
0:16:16	ことがどこかで何か説明がなされてるんであれば参考資料でも別に構わない。
0:16:22	一度確認をしていただいて、説明をいただけないかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:28	九州電力の織田です。すみませんBW案件すみませんありがとうございます。わかりました。
0:16:34	放射性の。おっしゃられたリソースの観点で言えば、テンジウの3ポツ4関係で、ブロック関係の評価をやっているところもありますが、あと、この
0:16:48	被覆管の最高温度 1200 度と、酸化量 15%以下っていうのを満足していればクエンチャーサノしないというところは、メーカーにちょっと確認をしている。
0:16:59	ところなんです。しておりまして、あちらのそのような趣旨で説明を提起できるかなと思ってます審査資料上、現状、被覆管が、
0:17:10	この 1265%を守ること。
0:17:14	そうしないと明確に、
0:17:15	炉心が著しい損傷に至ることがないって明確に紐づけて書いているところ、
0:17:21	ありませんので、ちょっとそのような、
0:17:23	説明ができるかということ。
0:17:25	検討させていただきたいと。
0:17:29	規制庁すべて紙お願いします。では続けて、
0:17:33	2 番、ナンバー2 ですけれども、
0:17:38	先ほどの、
0:17:40	この申請書の
0:17:43	通しページで 52 ページ。
0:17:46	になりますけど、同じところで両括弧D、
0:17:51	A3、再冠水開始以降の、
0:17:56	冷却熱除去の件ですけれども、
0:18:00	細管ここでは再冠水開始以降、熱蒸気が順調に行われておりその後は再循環モードの確立によって、
0:18:10	長期にわたる炉心の冷却が可能であるという、結論付けてるんですけども、
0:18:16	まずここで、
0:18:19	再冠水開始時点において、
0:18:24	は、これは私の理解としましてはECCSの設備構成、運転モードからすると、
0:18:31	外部水源の注水によって、
0:18:36	サブクール度で炉心の冷却を行っているにすぎなくて、まだ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	熱を除去するし、系統からシステムから熱を除去している段階ではないという
0:18:48	思っています、で、そのあと再循環モードを確立すると、ここが最終熱捨て場までの、
0:18:59	ラインナップがなされてそこで初めて、
0:19:03	熱が上京されていくことになるのかなというふうに思っております。で、
0:19:10	熱が除去されたものが、再循環モードでサブクール度高めて炉心に入ってくるので、炉心を冷却しながら除熱をしていく。
0:19:21	実はこれ、もう先ほど九州電力がイシイ井清の評価指針の、
0:19:27	基準の解釈、解説ですね、に書いてありますっていう、同じところで 3.3 の
0:19:35	両括弧 4 に対する解説がありますけれどもそこでも
0:19:40	まず再冠水開始から、
0:19:43	再循環モードに入るまでの間っていうのは炉心燃料、燃料の形状の変化を、
0:19:48	考慮してもというところに引っかかると。
0:19:52	そして、そこはもう明確に、出世の評価指針の方でも、
0:19:56	これは冠水していて、炉心の冷却ができるかどうか。
0:20:02	足をしていって、そのあと、
0:20:04	最終ヒートシンクまでの熱のパスが、
0:20:10	形成されたところで、初めて長期に渡って除熱炉心の冷却ができるんだと。
0:20:17	そういう説明を解説でもしていますので、
0:20:22	かつ、
0:20:24	PWRのイシイっす。
0:20:26	設備の、
0:20:27	構成それから、
0:20:29	原子炉補機冷却水
0:20:32	設備
0:20:33	海水イセ令和
0:20:35	これも同じものだ。
0:20:37	で、
0:20:38	ここはちょっと書き方が少しおかしいかなっていうふうに個人的には思っている。
0:20:45	けど、はいかが。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:49	九州電力の織田です。今ご説明いただいた重水と、
0:20:56	再循環での冷却の流れというのはもうご認識の通りで、
0:21:00	だと思う。です
0:21:08	再冠水コウ熱除去が順調に行われておりというところ方は炉燃料としてはみずから熱が除去されるんで、もともとそういうような記載にした。
0:21:21	ところもあるんですけどおそらく被爆側でいただいたコメントと同じような趣旨かなと。
0:21:27	思いますので
0:21:30	外部水源から注水。
0:21:32	熱除去という言葉で冷却という言葉なんか適切
0:21:37	ではないかなという。
0:21:39	ところかと思いますが、
0:21:40	持ち帰らせていただいて記載、
0:21:43	検討させていただければと。
0:21:46	はい規制庁数ケースや検討をお願いします。三つ目ですけども、
0:21:54	同じ
0:21:56	申請書のページで、両括弧Cの、
0:22:00	部分ですけども、
0:22:02	この両括弧Cっていうのが、
0:22:07	その上段のポツに付随していて、炉心が著しい損傷に至ることなく十分な影響、冷却が可能である。
0:22:16	という基準を満たす。
0:22:19	具体的な内容として、52 ページ。
0:22:23	書いてあるように見えるんですが、
0:22:26	これ自体は、イシイ出世の評価指針の解説でも、
0:22:32	ありますように、そもそも、格納容器の健全性の確保の見地から、
0:22:39	確認する内容であって、
0:22:42	直接的に炉心の冷却、
0:22:45	或いは、著しい損傷がないかどうかっていうのには結びつかないのかなっていう。
0:22:51	思っています、ちょっと記載箇所が、
0:22:54	適切な
0:22:55	むしろ、
0:22:56	同じ 52 ページの、
0:22:58	dポツの中の方に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:02	記載してあってしかるべきかなっていう
0:23:06	そこはいかが。
0:23:08	九州電力の織田です。
0:23:10	ポツ 2 続きまして今おっしゃられた通りECCS性能評価指針、原子炉冷却材喪失の事象が厳しいということで、原子炉冷却材喪失の
0:23:22	判断としては、ブッシングHC損傷に至ることなく、かつ十分な利益が可能であるということと、ECCS性能評価指針の判断基準によるところもありますので、
0:23:32	こちらイシイセンナハタシノアノ四つの判断基準を括弧Aからカッコdまで記載をしているというもので、
0:23:41	CVの健全性という観点では、dポツのところに可燃性ガスの発生による水素発生量、
0:23:49	こちらで負の評価をしております、ECCSの加振側の
0:23:55	水素も包絡するような、これ以外の発生元も含めて評価をして、本文縦横としては、一番厳しい評価結果をdポツには記載している。
0:24:05	ものになりますので、それぞれ、ちょっと、
0:24:10	そのような趣旨で書いているという
0:24:12	ことになる。
0:24:13	以上です。
0:24:16	規制庁鈴木です。51 ページのポツの、
0:24:21	説明の主語はですね、炉心は著しい損傷に至ることなく、
0:24:28	あと十分な冷却が可能であることについて、
0:24:32	両括弧Aからルール括弧で、
0:24:34	という。
0:24:35	説明になっている。
0:24:37	ちょっと、
0:24:39	誤解を招くかなっていうのと、それから、以前の放射線被ばく関連のところで、
0:24:48	両括弧Cについては、
0:24:53	A、Bポツ、
0:24:55	52 ページのd歩いて言ってるまた書き以降の可燃性ガスの発生のところは、
0:25:00	両括弧Cの評価があったものに対して、
0:25:05	そこに保守的な条件を、
0:25:08	設定して、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:10	かつ他の可燃性ガスの発生元も加えた上で、安全評価指針に基づいて、
0:25:17	評価をしているという説明だったかなあっていう。
0:25:21	して、そうすると両括弧Cの話がまず前提ないと。
0:25:27	dポツのまず、炉心から発生する水素、
0:25:32	酸素の量っていうの、
0:25:35	条件設定ができない。
0:25:41	そういった観点からすると、ちょっと、
0:25:44	どこに書いてあるかは別にしても、繋がりとか、
0:25:49	或いはその説明の仕方としてちょっと誤解がないように
0:25:54	宇和。
0:25:56	した方がいいのかなっていうふうに思ったところ
0:26:00	けど、
0:26:04	九州電力の織田です。まずポツについてですが、確かに現状の期さい
0:26:12	いと、
0:26:15	見ると炉心HC損傷と十分な冷却、
0:26:19	が、4項目書いてるような記載がちょっと見えます。
0:26:22	ちょっとこちらは記載を、
0:26:22	結局、厳しいのが、LOCA事象で、LOCA事象なんで、イシイ性能評価式の基準を四つ書いてる
0:26:30	大井趣旨。
0:26:32	ですので、それがわかるような記載。
0:26:36	検討させていただこうかなと思います。
0:26:39	阿藤。
0:26:41	ポツの可燃性ガスの発生が厳しい評価をしているというところちょっと本文としては一番厳しい事象だけ評価結果に記載してるところもあります。
0:26:54	このECCS性能評価指針の0.3%以下というところも元になっているものでは当然ありますこの0.3%に保守的に、5倍にし1.5%。
0:27:05	を基にして、可燃性ガスの評価というのはやっております。素行については
0:27:11	添付書類10であったり、審査資料、
0:27:14	ご確認いただければ、
0:27:19	ひもづきというところをご確認いただけるのではないかなと思っ
0:27:24	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:26	規制庁鈴木です。そこへ十分理解していて、
0:27:30	詳細かつ正確に、
0:27:32	改革としたらまずどうかっていうのは話があって、
0:27:37	その上で、この本文 15 は、
0:27:40	最も厳しい事象、
0:27:43	の結果をもって、基準適合していることを、
0:27:48	説明するための要約が載っている。これも理解してるんですけど。
0:27:54	ただ、
0:27:55	申請書の記載の構成上、
0:27:59	本文 15 の個々の、
0:28:01	に書いてある内容っていうのの詳細な内容が、
0:28:07	添付書類 10 に書いてある
0:28:08	理由。
0:28:10	位置付けになるので、
0:28:12	添付書類を見に行くと違うことが書いてある
0:28:15	んでは、本来いけないは
0:28:18	親子関係が、
0:28:20	添付書類 10 が親ではなくて、あくまでもほぼ 15 号をやって、
0:28:25	そこに書いてある内容の詳細を添付書類 10 に見に行くと。
0:28:31	詳細に正確に書いてある。
0:28:33	だから、本文 10 号で保障再生各階であってその
0:28:37	概要本文 15 に書いてあって、若干概要のところは、
0:28:42	入れ子になってますみたいな話。
0:28:44	あとはやっぱ違う話。
0:28:49	その親子関係をしっかりやっぱり、
0:28:52	読めるよ。
0:28:54	工夫はやっぱり必要なのかな。
0:29:00	その上で、
0:29:04	正確ではないでもいいですけど、
0:29:07	その親子関係が崩れていない。
0:29:10	書き方に今なってるか。
0:29:13	出て、
0:29:14	ちょっともう一度、
0:29:16	確認をしていただきたいなっていう
0:29:21	九州電力の織田です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	それ、
0:29:25	評価条件解析。
0:29:29	解析条件では、添 10 の横の括弧 2 の解析条件で可燃性ガスの発生で、
0:29:36	ちょっと今回の 5 号の申請書としては、記載が変更になってないので申請書に載ってないんですが、dポツ可燃性ガスの発生の
0:29:46	両括弧Cです。
0:29:48	事故時のジルコニウム水反応量は、
0:29:51	口、(2)、
0:29:55	両括弧ローマ数字 2 のOA-1 の非常用炉心冷却設備性の
0:30:01	評価解析大破断でられた値の 5 倍の 1.5%とするっていうのは、記載が本文、
0:30:08	ありますのでそのひもづけとしては、できているのではないかなと。
0:30:13	考えております。
0:30:16	規制庁杉ですそれぞれであれば、なおのこと先ほどの 52 ページの、
0:30:21	両括弧Cのが紐づく。
0:30:25	ポツの記載の方が、やっぱりちょっと何か不自然な、
0:30:30	しますよね。
0:30:34	結局そのECCSの性能について両括弧Cを、
0:30:40	確認しているのかいないのか。
0:30:45	でもそれはそもそもイシイ井清の評価指針そのものにはそうじゃない。
0:30:50	格納容器の健全性の観点だ。
0:30:53	言ってるので、
0:30:55	だから、あくまでも、
0:30:57	解析結果として見てる。
0:31:00	イシイ井清の評価指針の、
0:31:03	評価の方法、或いは解析モデルとして、
0:31:07	見なさいと言ってるところを見ているだけであって、
0:31:12	それ自体が、
0:31:14	炉心の十分な冷却だとかいじり損傷に至らないっていう、
0:31:18	判定をするためのものではない。
0:31:23	あくまでも結果を見に行きましたそれに保守性を積んだ評価条件設定をしましてってことをテンジュウに、
0:31:31	書いてある。
0:31:36	アノ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:38	被災を切り取ってみると、
0:31:42	切り取り方同じような構成になってますっていうのは理解したんですけど。
0:31:46	切り取ったときに、
0:31:48	それを本部 15 として、
0:31:51	最も厳しい事象としての結論を書くときに、2、ちょっと、
0:31:56	やっぱり書き方が少し、
0:31:57	工夫が必要なのかなって。
0:31:59	思っ
0:32:03	優秀な人、電力のオダです。
0:32:07	ポツの炉心が著しい損傷に至ることなくかつ十分な冷却が可能であるっていうところ。
0:32:15	アノイシイサノアカシのシート、
0:32:19	こちら、
0:32:20	が出てきている理由というところを明確に、
0:32:24	書けば
0:32:28	アマノイシイさんへの評価として、合わせて書いている 1 図形
0:32:34	と認識しておりますので、
0:32:37	そのようなイメージでしょうか。
0:32:40	ポツの趣旨からすると、
0:32:44	全部ではなくって、一部
0:32:46	で、それ以外のところは、またみたいな。
0:32:50	イメージですよ。
0:32:51	そういったところも見てますっていう、そういうことです。
0:32:54	九州電力の織田です。はい。
0:32:56	イメージ。はい。
0:32:58	そういう、規制庁スズキずそういう説明が書いてあれば、
0:33:04	誤解することはないし、
0:33:06	添付書類 10 の方見に行った時に、
0:33:09	詳細はこうで、正確には、
0:33:13	見てとれるのかなって気も
0:33:20	そういう、
0:33:22	そういう観点で今の記載が適正、適切であるかどうか。
0:33:27	改めてちょっと確認をしていた。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	九州電力の織田です。はい趣旨理解いたしましたちょっと記載は検討させていただきます。ポツの最初の文章って何かしらの説明を追記するような形で、
0:33:42	検討させていた
0:33:46	はい規制庁スズキです。
0:33:48	うん。では何、リストのナンバー4に行きますけれども、
0:33:54	これも申請書の52ページのbポツのところですけども、
0:34:05	制御棒飛び出しにおいて、
0:34:08	の最大エンタルピーが書いてあって、
0:34:11	判定基準791キロジュールかキログラムUOIIあたりを下回っていると。
0:34:19	この791キロジュールパーキログラム腰痛当たりという、
0:34:24	ところがですね、括弧書きで、
0:34:28	テレ東の
0:34:29	燃焼が進んで、ペレットの融点低下を考慮した。
0:34:35	燃料エンタルピーですってという説明があるんですけど、これ自体は、
0:34:41	旧原子力安全委員会の、
0:34:44	指針類の
0:34:47	反応度投入に関する、
0:34:51	図書正確には、
0:34:56	発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針。
0:35:02	そのものではなくって、
0:35:08	等、
0:35:10	部会報告書の
0:35:12	発電用原子軽水型原子炉施設の反応度投入事象における燃焼の進んだ燃料の、
0:35:19	取り扱いについての方で、
0:35:22	検討された。
0:35:24	内容に基づいて、融点の低下を考慮した、
0:35:30	判定値を評価しているというふうに、
0:35:35	そこの部会報告書を、ここで何も触れていないってのはちょっと不自然な
0:35:43	これ、
0:35:45	12月26日の
0:35:47	審査会合の資料1-2でも、その分回収の方触れていると。
0:35:53	で、これ、ちなみに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:56	カトウの方、
0:35:58	反応度投入カトウの方で私から、それに触れて書いてある。
0:36:03	申請書の中でも、
0:36:05	と認識していて、
0:36:07	ちょっと待ってください。
0:36:21	と通しページで 35 ページですね。
0:36:30	35 ページの両括弧 3 のCポツのところで、
0:36:37	712 キロジュールパーキログラム大津あたりというところで、こっちはかなり、
0:36:44	あっさり。
0:36:46	RI評価指針、
0:36:49	に示す、これこれを下回っている、ごめんなさい間違えました。
0:36:54	また書きのところで、
0:36:56	燃焼の進んだ取り扱いについてRI報告書に示すペレット被覆管機械的相互作用を原因とする。
0:37:06	破損、PCMI破損の閾値の目安に対してっていう、評価結果が、
0:37:13	伴伴、それを基づいて判定するよってこと。
0:37:18	DBAにおいても同じようにそこを参照してるのであれば、
0:37:22	参照していることを明確にした方が、
0:37:26	わかりやすいんじゃないかな。
0:37:27	しますけどいかがでしょう。
0:37:32	九州電力の織田です。今言っていた判断基準ですねアノーマリ
0:37:39	評価指針側と、報告書がですね両方参照しているという、おっしゃる通りで、
0:37:47	もともと書いてあった 230 カロリー。
0:37:58	あ、規制庁スズキイセ失礼しましたから言いたいの、230 カロリーと 170 カロリーを、
0:38:06	指針の方から持ってきているってこと。
0:38:10	そういうことで、
0:38:13	後の方もそういうふうに書いてあります、事故の方もそうか。
0:38:17	ただ、事故の方はちょっと、
0:38:19	燃焼の進んだところで、
0:38:21	融点低下を考慮したエンタルピーの評価っていうのを、さらに追加でやっていますよってところが、
0:38:29	書いてあるのでちょっと違うように見えます。で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:32	ごめんなさい、52 ページのまた書きのところでPCMI破損の話と浸水燃料の破裂の話ってのがここで、
0:38:40	また書きで出てきてるので、逆に言うところだけ見たときには、
0:38:46	RI報告書っていうのは、燃料エンタルピに関係ないように、
0:38:52	見えてしまう。
0:38:53	もうねちょっとそこは若干違和感があるかな。
0:38:57	いいですかね。
0:38:59	九州電力の織田です。おっしゃる通りだと思います 230 カロリーというところは評価指針からそのまま持ってきてるところもあったんで
0:39:08	紐づけて書いてあるのかなというところであったんですけど、確かに他の記載でも
0:39:13	アベ燃焼が進んだペレットの融点低下ですね、こちらについては
0:39:18	RI報告書側と同じ趣旨のものを書いているので、ちょっと記載していないのかなと思って、
0:39:25	が、他のところと遠い通測る。
0:39:28	のであれば
0:39:30	紐づきを変えた方が明確化
0:39:32	と記載。
0:39:33	検討させていただき、
0:39:36	規制庁スズキですお願いします。
0:39:39	続けて、ナンバー5 ですけども、
0:39:43	ここは単純に、今回の主
0:39:45	申請書の本文 15 の記載で、
0:39:49	変更すると言ってるんだけど何を変更してるのかよくわからないということ
0:39:56	本文 10 号炉、了解。
0:39:59	ごめんなさいNoの両括弧 1 のローマ数字 2、
0:40:04	そのCポツで、原子炉冷却材圧力番台にかかる、
0:40:10	最高主圧力である 17.16MPagageの 1.2 倍の圧力 20.59MPagage以下で、
0:40:18	こと。
0:40:19	ここで例示として挙げてますけれども、
0:40:22	これ自体、何か特段、
0:40:24	新規性以前から変わってはいないんかなっていう。
0:40:29	ただ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:30	一方で、
0:40:32	本文 15 の、
0:40:34	柱書でどこをなお変更するっていうところをずらずらと例示を挙げておられる中で、
0:40:42	今このリストで書いてある例示以外のところも含めて、
0:40:47	何が変わっているのかちょっとよくわから
0:40:49	るので、確認をしたいと。
0:40:54	九州電力の小田です。ところ上げていただいてルー項目については、すべて、かなり細かい記載の適正化を、
0:41:02	書かせていただいているってちょっと申請書の記載の中の統一で、括弧の全各般架空と統一してるところがございまして、
0:41:11	最初の(1)の両括弧ローマ数字の、
0:41:15	2 の、
0:41:17	cポツですね、こちらの、
0:41:19	この全角半角
0:41:22	を変えているような、
0:41:30	規制庁鈴木です。それでしたら、
0:41:34	先ほど言ったDBAでいうと、申請書の 37 ページの柱書として、何を変えたっていう。
0:41:43	書いてある
0:41:44	けど、
0:41:47	同じように変更しているところと、追加しているところが、
0:41:54	記載の適正化と。
0:41:56	全部同列で、
0:41:58	書いて、
0:42:01	文章の流れから、
0:42:04	今言ったところで含めて全部ずらずらと書いて 38 ページの締めくくりとして、
0:42:10	以下の通り変更または追加するっていうふうに
0:42:14	ちょっとよくわかんないなっていう。
0:42:16	ところで、別に適正化をすとか何とかって、
0:42:22	申請書で書く必要はないので、
0:42:25	まず、こういったところをちょっとピツ、
0:42:28	申請書の中からピックアップしてもらって、実際に変更するところと、
0:42:33	それから記載適正化として挙げてるところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:38	説明する、するようなものを、
0:42:44	何かまとめていただけるとわかりやすいかな
0:42:50	九州電力のオダですわかりました他にも同じような話があると思いますので、前回感覚だけじゃなく感じてひらがなを変えたとかそういうところもありますんでそういう記載の適正化で今回の
0:43:02	申請、
0:43:04	高燃焼度燃料を使用するという観点で、変更をかけたところと、
0:43:09	それ以外の細かい適正化のところ、
0:43:12	ピックアップ、
0:43:15	ちょっと対応させて、
0:43:18	規制庁数ですとりあえず最低限としては、
0:43:21	適正化として、何かしらしたところだけピックアップしてもらって、
0:43:29	全部をと細かにここは何か、
0:43:32	どうしたって書かない。
0:43:34	この中で、例えばさっき言った、(オ)、
0:43:38	大文字から三角にしましたとか、
0:43:41	或いは漢字をひらがなにしましたとかっていうのを、大まかに機種別で分けておいていただければ、
0:43:50	まずはいいかな。
0:43:52	そのぐらいの資料をお願いしたいと。
0:43:56	医師電力の織田です。はい、了解しました。
0:44:02	規制庁鈴木です。まず、13条関係で、一旦、
0:44:10	振り返りたいと思いますけどよろしい。
0:44:13	九州電力の方から、まとまったら、
0:44:16	説明お願いします。
0:46:09	規制庁鈴木です。衛藤。今、からず。
0:46:13	櫻井審査官がですねオブザーブしますので、ご了承ください。
0:53:34	アサノセンミョウ達成しました九州電力の織田です。コメントNo. 1、事実確認数の1から5について、
0:53:45	いきます。まずナンバー一位ですね本文10号炉。
0:53:48	−1の両括弧2の
0:53:51	で、炉心が著しい損傷に至らない子等の判断
0:53:56	ですが、
0:53:56	BWRではECCSの評価指針の、
0:53:59	(3)1人を満たしても破損するパターンがあるという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:03	いましたのでBWRにおける障害中止損傷に至らないと判断している具体的な理由について説明をさせていただき、
0:54:11	ナンバー2につきましては本文 10 号口の 3、評価結果んところの、
0:54:17	ポツの
0:54:19	凍って再冠水高熱塾が順調に行われておりという記載のところにつきまして、
0:54:26	ICS線の、
0:54:28	設備の構成に基づく運転モード切り換えて整合しないというところで、除熱とか加熱力とか、熱力とか、冷却、
0:54:37	記載を検討
0:54:38	させていただきます。
0:54:39	ナンバー3につきましては、こちらも本文 15 の(3)の評価結果の、普通について、
0:54:47	今安全評価指針とECCS昔の欲求、ECCS英訳後、ちょっとごちゃ混ぜになって書いてるところがありますので、
0:54:55	要求がわかるように、明確に書き分ける記載ということで、検討させていただきます。
0:55:02	ナンバー4、多分 10 号炉 3 のbポツ、
0:55:07	反応度投入関係のメニューエンタルピの判断基準について、報告書を参照しているものの記載を検討させていただきます。
0:55:17	ナンバー5につきまして本文時五郎の 1 の両括弧 2、
0:55:22	#NAME?
0:55:26	ついてというところはこれちょっと例示になりますけどほかもあわせて記載の適正化申請書の記載の適正化箇所、
0:55:33	についてはピックアップして整理させていただきます。以上になります。
0:55:44	規制庁鈴木です。私の方はこれでいいかと思えますけど、規制庁が他によろしいですか。
0:55:49	はい。では記録して次にします。
0:56:37	社長スズキで続いて、
0:56:41	事実確認リストNo.六、七、15 条 3 項関連ですけど、
0:56:47	この二つは、同じ箇所について、
0:56:52	資料をそれぞれ違うところでどのように書いてあるかっていうところを確認しておりますので、
0:57:00	一つとして聞いていきたいと思えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:04	ナンバー7の方は、12月26日審査会合資料1-1の10ページですね。
0:57:25	10ページで、15条す、3項、
0:57:31	のどこのセキ及び申請理由のところ、4号炉申請0の理由のところ
0:57:40	で、 コウノ燃焼度燃料の使用により燃料集合体の機械設計が変更となるため、適合性を確認する必要があることから、
0:57:48	申請対象というふうに
0:57:49	言ってみて、その右側の変更内容としては、
0:57:54	燃料体の機械設計の変更だというふうに
0:57:59	これで資料1-2がそこに、
0:58:02	該当するので、それをたどっていくと。
0:58:07	資料1-2では、
0:58:10	5ページ。
0:58:15	本文5号関連の中の下から四つめの燃料体の機械設計の変更ということ、
0:58:24	高燃焼度燃料の機械設計構造括弧高燃焼度用ファインコード等を使用するということ、
0:58:32	今言ってるんですけど、今、
0:58:37	今日の時点で言いたいのは、
0:58:39	DBAのときの話なので、
0:58:42	DBAのときにファインコードをそのまま使うとは思ってなくて、二つ、ファインコードって、
0:58:48	電力の内側の話だと理解。
0:58:54	どちらかというと今日のDBAの切り口でいうと、燃料棒の外側の、
0:59:00	状況。
0:59:01	の話かと思います。で、ナンバー7は、結局、
0:59:06	何かしら、
0:59:08	15条の3項の要求として受ける、背設備
0:59:14	部品、
0:59:15	等にかかる荷重ってのが、DBAの時に高燃焼燃料の導入等の影響を、
0:59:22	どう受けるのか。
0:59:24	そこがちょっとはつきりしないな。
0:59:27	で、それはNo. 6で言っている具体的に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:31	どんな設備部品なのかってところもまだよくわからない。
0:59:35	結局、
0:59:38	制御棒挿入性を確保する。
0:59:41	ことと、それから冷却可能な形状を、
0:59:45	維持すること、これらについて構成する要素、要するに、
0:59:51	設備部品等ですね。
0:59:54	の内の、
0:59:57	これが何かDBAのときに関わってくる。
1:00:01	かつ、DBAのときの炉内の
1:00:05	状態変化に対してどんな荷重が、
1:00:09	かかってきて、それに耐えるべき
1:00:13	ていうところがちょっとはつきりしないな。
1:00:15	申請書に、まずそこが、
1:00:18	どんなふうの評価の申請書、或いは添付書類含めてですね。
1:00:22	添付書類8なのかもしれないですけど、
1:00:26	含めて、
1:00:27	どう書いてあるのか。
1:00:30	ということと、それからそれが高燃焼度によって影響されるのかどうか。
1:00:35	そこははっきりしてもらおう。
1:00:37	で、
1:00:38	一つ、
1:00:40	ナンバー6のところ、
1:00:43	設計基準事故時の原子炉容器内の温度変動。
1:00:49	ていうのが書いてありますけど、
1:01:09	これ何意味してるかっていうとですね、
1:01:14	以前、放射数、
1:01:16	自然被ばく関連のところ、Cv。
1:01:21	について、
1:01:23	どのような使命期間があるのかって話になったときに、二次側のSGの主蒸気管の破損、破断、
1:01:32	漏えい。
1:01:34	そういったものを考慮する必要があるのかないかっていう。
1:01:37	Cvとしてはそのときにおいては、
1:01:40	考慮する必要が、
1:01:42	ないんだと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:44	なぜなら、原子炉は開発しないし、放射性物質の、
1:01:49	放出もないからCVとしての閉じ込め機能は要らないんだって話だったんですけど、
1:01:56	この 15 条 3 項のDBAについて言えば、
1:02:01	CVナカノ、
1:02:03	ニシカワ主蒸気管の破断があったときに、それなりに温度変動するわけですよ。
1:02:10	で、
1:02:11	そういった、これ一応前、その時には説明はこれ、
1:02:15	原子炉圧力。
1:02:18	原子炉冷却材の
1:02:20	家冷却の方向に行くので、
1:02:23	過冷却に行ったときに、当然圧力変動等も含めて、
1:02:27	生じると思うし、そういったときに、
1:02:30	何かしら発生する。
1:02:33	荷重があって、何かしらの設備、パーキング発生する荷重があってそれが、
1:02:38	制御棒の挿入性とか冷却計上可能形状の維持に対して、
1:02:44	どんな影響を与えるのかみたいなどころまで、
1:02:48	考えている、いるのかどうかも含めてちょっと聞きたいな。
1:02:52	ふうに思ってこの温度変動。
1:02:54	ていう気はどうここに入れた
1:02:59	まず、
1:03:01	一体、内容の趣旨というところではご理解いた。
1:03:06	3 ページ電力のタケツグでございます。
1:03:08	イシイ解したつもりです。本日答えることは難しいと思いますので後日回答させていただきます。
1:03:17	紙の確認なんですけれども、
1:03:20	ナンバーナンバー7の方については、15 条 3 項がまず、
1:03:31	どの構成要素の話なのか、っていうのとDBAのときにかかる荷重が、何を考えていて、往年高燃焼度燃料、
1:03:44	湯の影響をどのように受けるのかと。
1:03:46	いうところと、
1:03:48	ナンバー6については、設計基準事故時受ける荷重については、
1:04:00	どのようなものを想定してんのかというところで原子炉、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:05	容器内の圧力と、
1:04:06	あと温度変動に対してはどのように考えてるかっていうところを、
1:04:11	申請書の記載箇所とともに、ちょっと説明をするというところで理解をしております。
1:04:19	はい。規制庁鈴木です。ナンバー7についてももう少し言うておきますと、
1:04:26	資料1-1の一番右側のところで、資料1-2-2、飛ばすようなところがありましたけど資料1-2で飛ばされた方を、
1:04:35	見ると、高燃焼度用ファインコード。
1:04:38	という事例しか上がってなくて、
1:04:40	これ自体がBDBAに何か関係あるのかないのか。
1:04:44	直接的には関係ないと。
1:04:47	初期条件決まって決めていた。
1:04:50	何でこの資料1-2の、
1:04:54	ところでも等っていうところですね。
1:04:58	高燃焼度
1:04:59	用ファインコード等の頭の部分、何かしらこのDBのところ引っかかるものが、
1:05:06	あるのかないのか。
1:05:07	ちょっとその辺を明確にすれば、自然的に資料1-1は、
1:05:12	明確になるのかなあ。
1:05:16	なかなか書き切れないところはあると思う。
1:05:20	希望としてやっぱり見なきゃいけない。
1:05:22	かどうかはっきりさ、
1:05:25	あとはなるべく、
1:05:29	なくして、
1:05:30	書ききれるものはなるべく
1:05:33	の方が、
1:05:34	わかりやすいかな。
1:05:36	含めて、回答いただければなど。
1:05:41	九州電力さん、タケツグで承知いたしましたおっしゃる通りファインコードではないと考えておりますのでその辺についても、どのような表カーをというところを説明させていただきます。以上です。
1:05:56	はい。規制庁鈴木です。では続いてナンバー8の17条3号関係ですけども、
1:06:22	これもですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:28	DBAのところに限って、十分な破壊靱性を、
1:06:33	有しているのかどうか。
1:06:37	最終的にはこれ設工認側の方で、
1:06:40	どんな使用条件において十分な破壊靱性を有するかどうかっていう説明が、
1:06:45	なされると。
1:06:47	そのDBAとしての使用条件における十分な破壊靱性を有する。
1:06:53	状態。
1:06:55	ていうのは、明確にしてもらいたいなと思って、
1:06:59	して、
1:07:00	そこが高燃焼度燃料の影響を受けるかどうかということも、意味合いも含めてですね。
1:07:06	申請書の記載箇所を明確に
1:07:11	変更がない。
1:07:15	されるのであればそうかな。
1:07:18	と、
1:07:19	No.8 もさっき言ったNo.六、七と似たような、
1:07:24	話で、まずは、
1:07:26	どういう方針がうたわれてますか。
1:07:29	で、それに変更がないのかと。
1:07:32	詳細には実際には、
1:07:34	使用条件を少し高燃焼度燃料で変わりますっていう、いうのであればそれを最終的には設工認側の方で、
1:07:41	詳細な
1:07:42	設計等々、
1:07:47	も、
1:07:48	の変更があるかどうか。
1:07:50	という見通しも含めて、
1:07:53	説明をお願い
1:07:55	趣旨は理解いただき、
1:07:57	九州電力の仲條でございます。こちらにつきましては先日、熱水力費ヤノ特機社員には17条3号関連として異常な過渡変化g。
1:08:09	に対するコメントで同様のコメントがあったかと思っておりますので、まず江尻記者の方で異常な過渡時の方を該当させていただいてこちらについても同様に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:22	整理させていただくのかなと考えております。
1:08:28	規制庁鈴木です。まずは炉心熱水力関係の方、
1:08:32	もうそろそろ回答が、
1:08:34	いただけると思いますそちらの方を見て、同じように、まとめていただけるのいいかなということであれば、
1:08:42	そういうふうに
1:08:42	まとめていただきたいという
1:08:46	よろしければ、
1:08:49	ナンバー9と10、19条関連、
1:08:52	です。
1:08:54	19条関連は、
1:08:57	許可の申請書の本文5号炉のところで、
1:09:02	基準の裏返しとして、
1:09:06	燃料材の溶融または燃料体イシイ損傷し、
1:09:09	生じる温度生ずる温度、それから、
1:09:13	彼押すの水素生じないというような記載がありますけれども、
1:09:19	これらが具体的に、どこで説明がなされている
1:09:25	んで、
1:09:26	12月26日の審査会合資料1-1の、
1:09:41	16ページ。
1:09:45	の、
1:09:46	的及び申請理由の4号炉申請×の理由。
1:09:52	のところで、
1:09:55	今言った、
1:09:56	本文5号炉のところ、
1:09:58	の方針をピックアップされていて、
1:10:03	そこは13条の適合性確認における評価の結果により、
1:10:09	地域方針変更ない。
1:10:12	ていう、そこを確認できたため、
1:10:14	記載がありますけどここも、
1:10:17	別のヒアリングの時に、
1:10:22	聞いておりますけど、一応、
1:10:24	具体的に九州電力としてはどこの申請書の記載をもって、
1:10:29	そこを判断しているのか。
1:10:31	ていうところは、赤く

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:33	条文のところでそれぞれ明確にしてもらいたいというふう
1:10:37	ますので、
1:10:38	まずは、13条までと同じところを見に行くとしても、
1:10:43	具体的
1:10:45	に書いてそれを、
1:10:46	安定しているのかっていうような回答をしていただき、
1:10:51	よろしい。
1:10:54	九州電力の織田です。今おっしゃられた、峯材の溶融塩谷イシイ損傷シ ューズロンドンについて、今おっしゃられた13条関係、
1:11:05	と同じかなと考えておまして本文10号の6項の(3)の評価結果。
1:11:12	と歩通の括弧と括弧Bですね。
1:11:16	PCT1200ドイCR1、
1:11:19	15%。
1:11:20	というところで、
1:11:22	評価結果のところにその判断基準もあわせて記載をしておりますので そちらでご確認いただけるのかなと思っております。確かに条文整理表 の方には、細かくは書いておりませんのでそこら辺のひも付を、
1:11:36	追記させていただく。
1:11:39	いうことをちょっと検討させていただきます。以上です。No.10は、
1:11:46	今の説明ナンバー9のところ、
1:11:49	No.10の方も説明できる
1:11:51	No.10も、はい。同じですね今の続きでして、本文156項の(3)のaポツ の両括弧Cですね、こちら、
1:12:03	報告において、
1:12:08	規制庁するケースも、まず、九州電力としてはそこで確認をしているん だということは理解しました。
1:12:16	とりあえず資料の方で、もう明確に、参照箇所、
1:12:19	しといていただければなど。
1:12:23	九州電力の小田です。了解しました。
1:12:30	スズキです。ここまでで一旦ちょ
1:12:32	で、
1:12:34	今後の対応の確認をしていきたいと。
1:12:37	準備できました。
1:19:17	お待たせしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:19	当社の対応事項についてご説明させていただきます。ナンバー6と7については、No.6についてはDBA時の南部。
1:19:34	15条第3項に関する燃料の構成要素は何かと、あとデービーに受ける風について想定しているものと、
1:19:42	あと後、それに対してほぼ燃料の影響があるかについてご説明させていただきますと、あわせてDBAのCV七つ。
1:19:49	DBA時のCVの圧力温度変動による荷重を、
1:19:53	温度変動による荷重を含めて考慮しているかを説明させていただきます。
1:19:58	No.7につきましては資料1-2の方に、機械設計の変更理由として高燃焼度ファインコードのみ記載していますのでデービーに関する変更は何かというところをご説明させていただきます。
1:20:13	ナンバー90につきましては本文5号炉コウノ(3)のaヤマサキ(1)のaポツ括弧Nについて具体的な基準を記載している。
1:20:23	申請書の箇所を常務整理表にして説明すると。
1:20:27	あとナンバーつきましては設計基準事故時の使用条件について熱力異常な形のコメントと同様に対応させていただきます。以上です。
1:20:48	規制庁鈴木です。No.6 はちょっと誤解があったようなので
1:20:53	CV内の圧力温度変動について、言及したわけではなくって、
1:21:00	原子炉容器内の圧力温度変動を見る際に、
1:21:06	二次側の主蒸気管の破断、
1:21:10	みたいなところまで考慮した。
1:21:13	圧力原子炉容器内の圧力オオノ変動を、
1:21:17	考慮。
1:21:20	するのかもしれないかというところを、
1:21:22	しっかり確認をして欲しいという、そういう趣旨です。
1:21:28	単純に主蒸気管破断、
1:21:32	においても、荷重を考慮するべきなのか。
1:21:36	そうではないのかってそれだけ
1:22:23	井清共通です。
1:22:25	端的に言ってしまうと、
1:22:27	格納容器内で2週間破断時に、
1:22:30	原子炉容器内での圧力温度変動があると思うんですけど、
1:22:34	そのときに制御棒が挿入できなくてもいいとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:38	炉心が冷却できなくても良いっていうような状況にあるのであれば、そういうものは考慮しませんっていう、
1:22:45	話になると思うんですけど多分そんなことないんじゃないかなって。
1:22:48	思っていて。
1:22:50	そういうことは考慮するんですよねってことを聞きたいだけです。
1:23:55	理事燃料タイプでNo. 6についてはDBAの原子炉、
1:24:01	エミニイヅの原子炉容器な原子炉容器内の圧力温度変動を考慮する際には市場キハラを含めて考慮しているかを説明させていただくところで修正させていただきました。
1:24:17	規制庁鈴木です。私の方はよろしいかと思うんです規制庁が他によろしいですか。はい。
1:24:23	じゃあ記録して次に失礼します。
1:25:07	規制庁鈴木です。続いて、
1:25:10	事実確認 1 ナンバー11 から、
1:25:16	次のページの 15 までが 22 条 1 号関連になります。
1:25:22	で、No.11 と 12 は、
1:25:27	ちょっと単純に確認したいだけですので、
1:25:31	聞きますけれども、まず、
1:25:36	No.11 の頭書きで原子炉圧力って書いてありますけど、
1:25:40	圧力ついてるの単純基準に照らして書いて、
1:25:48	原子炉圧力容器内において発生した残留別、
1:25:53	それから重要安全施設において発生した熱、これらを交換する法規と書いてます言ってみりゃ熱交換器、
1:26:02	これらっていうのは、原子炉補機冷却水設備に、
1:26:07	電熱する。
1:26:09	熱交換器以外に何かどこかに、
1:26:13	電熱させる。
1:26:15	交換するためのパスってのが、
1:26:19	ありますか。
1:26:20	という話と、
1:26:22	No.12 は、原子炉補機冷却水設備に伝熱した。
1:26:28	熱は、原子炉補機冷却海水、
1:26:32	設備、
1:26:33	よう通して海に、
1:26:36	最終的に逃がす。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:38	というこれ以外のパスがありますかってことを、
1:26:42	聞きたいだけ。
1:26:44	これについて、
1:26:47	今日の時点で説明できる。
1:26:50	いずれ日本原子力本部行事が発電本部側から何かございますか。
1:26:57	はい。
1:26:58	九州電力の原子力発電本部の関と申します。
1:27:02	No.11 と 12 についてご回答いたします。まず、結論を申しますと
1:27:10	所、
1:27:11	蒸気発生器ですね、SGのラインで除熱するラインがありまして、そちらについては、例えばですけれども、主蒸気逃がし弁とか、
1:27:21	主蒸気安全弁。
1:27:23	そちらについては大気のように放出しますので、アノ文以外の最終ヒートシンクは待機がございます。
1:27:32	その他Φバイパス系とか使わず熱するという場合もございますので、ご質問に対しまして
1:27:41	原子炉補機冷却水設備以外にもございます。
1:27:44	以上になります。
1:27:46	規制庁鈴木です。今の回答は、
1:27:50	22 条 1 号として、
1:27:54	ウタイシタえをするものとしての説明になりますか、22 条としては安全施設に属するものに、
1:28:02	限っていますけれども、かつ、
1:28:06	別の発生元も原子炉容器ない 2 は、で発生した残留熱と。
1:28:12	重要安全施設において発生した熱に限ってますけれども、
1:28:19	それ以外、
1:28:22	まず、その熱を、先ほど言ったように、SGの方で、
1:28:28	大気放出で熱除去する。
1:28:32	熱を捨てるというのと、あと、
1:28:35	タービンバイパスを使って、
1:28:40	臼井交換機の方で熱を捨てるというものが、ここに属するかどうかということですが、
1:28:53	九州電力関です。ですねちょっと詳細に確認させていただきますけどもタービンバイパス系については安全施設に該当しない可能性がございます主蒸気逃がし弁。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:06	安全連については安全施設になる、なろうかと思っております。
1:29:11	ちょっとこちら確認してからまた改めてご回答させていただきます。
1:29:16	規制庁鈴木です。わかりましたそこはちょっと確認してからまた改めて、
1:29:22	対象であるということであれば、お聞きすることがあると思いますけど今日は原子炉、
1:29:30	沖。
1:29:32	冷却水設備と原子炉補機冷却海水設備の二つに限り、
1:29:39	No.131415について、聞いていきたいと思い
1:29:45	では続けます。
1:29:48	ページめくっていただいて、73。
1:29:51	ですけれども、先ほど言ったように、基準上求められている。
1:29:57	原子炉圧力容器内において発生した残留熱、それから重要安全施設において発生した熱、これの、
1:30:05	様々な
1:30:07	状態があるかと思えますけど、運転状態だとか、
1:30:12	プラントの状態だとかってのあると思えますけど、これのそれぞれの最大値、それからそこで考慮する。
1:30:21	内訳っていうものを、
1:30:25	説明できましたらお願いします。
1:30:35	1年分のタケツグでございます。こちらにつきましてもちょっと現時点では説明ができませんのでまた後日回答させていただきたいと思い、思いますが、原子炉課長補佐側から何かございますか。
1:30:48	九州電力の関です。すいません
1:30:51	ご質問の趣旨をちょっと確認させていただきたいのですが、
1:30:56	ここで、まず、ナンバー13のところでおっしゃってるのは、今回燃料が変わることによって残留熱とか、おそらく変わりますよねと。
1:31:09	それに対して、
1:31:11	熱除去系ですね
1:31:14	余熱除去設備とかの、
1:31:18	設備、設備仕様がかわらないっていうことをし、示してくださいというご質問なのかなと思ってますけれども。
1:31:26	まずその趣旨であってますでしょうか。規制庁鈴木です。まず趣旨はその趣旨で、131415すべて同じ趣旨です。結局、
1:31:37	現状、何を
1:31:41	考慮していて何、何を、の設定と除熱。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:46	設備を期待していて、
1:31:50	高燃焼度燃料によって、
1:31:53	損が影響を受けるかどうか。
1:31:56	受けないという結論だと思いますけれども、どのように受けないのかっていうところを確認をしたいという趣旨です。
1:32:05	ありがとうございます。その上でもう一つナンバー13のところ、残留熱の最大値、
1:32:15	あとあれですね 14. 施設において発生した値との最大値とありますけども、あれですか、具体的な設計上用いてる数値を、
1:32:27	ご提示させていただいた上でってということでしょうかそれともどういう熱を考慮しているのかということをご説明すればよろしいのでしょうか。
1:32:38	規制庁鈴木ですまずですね
1:32:42	本文午後ろうは、今言ったのは、
1:32:45	基準の裏返し間しかなってないので、置いといたとして、本文 55 方の方に行くとですね。
1:32:53	どの補機を使って、どういうふうに電熱させるか、それに対して、
1:33:01	どんなポンプの容量でどのぐらいの台数がありますかっていうことが書いてある。
1:33:09	で、
1:33:10	例えば余熱除去冷却器、
1:33:13	これを、の冷却を行うために、
1:33:17	原子炉補機冷却設備を設けますってという説明が書いてある。
1:33:24	余熱除去冷却器が、
1:33:27	担わなければならない。
1:33:30	伝熱量で、
1:33:32	結局何で決まってる。
1:33:34	それをさっき言った、
1:33:36	原子炉圧力容器内において発生した残留熱、
1:33:42	除去するためですよって言ったとしても
1:33:45	その最大値って何を見るんですか。
1:33:48	それって、
1:33:52	残留熱って単純に減ってるんですけど、
1:33:55	イコール崩壊熱なんですかね。
1:33:57	実は、
1:34:02	22 条じゃなくて 21 条をちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:05	今日対象じゃないですけど振り返るとですね。
1:34:12	21 条だと。
1:34:29	ごめんなさい。21 じゃないな。ちょっと、どこの条文だったか覚えてないんですけど。
1:34:35	崩壊熱だけじゃなくって、あるときは、それプラス、
1:34:43	ポンプの
1:34:44	発熱も、
1:34:46	当然除去しなきゃいけないよ。
1:34:50	多分自己冷却なんだと。
1:34:52	ですけど、
1:34:53	そうすると崩壊熱クラス。
1:34:56	ポンプ熱。
1:34:58	を超えたもので、
1:35:00	補機の容量が、
1:35:02	ってというような話に、
1:35:05	なっているところもあって、22 条が対象とするものは、そういうものなのかそうじゃなくて、単純に崩壊熱だけだったら、
1:35:15	まさに高燃焼度によって変わり、
1:35:18	でも、
1:35:19	ポンプの熱のほうが大きかったら、それ、大して変わんないです。
1:35:25	そういったところを明確にしたいという趣旨。
1:35:28	で、
1:35:31	原子炉圧力容器内において発生した残留熱等、重要安全施設において発生した熱、これが、
1:35:39	イコールであれば別に同じですって説明していただければ
1:35:43	いいし、いや違うんであれば違いますよっていう話で、
1:35:47	説明をしていただければ、
1:35:49	またその本文 55、ここ現 0 のところですね。
1:35:54	これの中の、
1:35:55	原子炉補機冷却水設備、飯野エース
1:36:00	記載が既許可の申請書ですけど、両括弧 4 のローマ数字両括弧 3 の a ポツで、
1:36:08	書いてありますけど先ほど余熱除去冷却器、
1:36:11	これ、
1:36:14	の熱交換ということですね。それから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:16	格納容器スプレイ冷却器、
1:36:19	使用済み燃料ピット冷却機等の冷却、
1:36:22	を行うっていうふうに書いてあってどうも、何なのかっていうところもある、ありますし、
1:36:27	それがそれぞれ、
1:36:31	何かしら最大値を持っていて、
1:36:34	それで、熱量が決まるってことになると思うので、
1:36:37	最終的に原子炉補機冷却水設備が、
1:36:42	の
1:36:45	トップが何なのかっていうによって、その原子炉補機冷却海水設備との、
1:36:53	弁別を決めなきゃいけないことになる。
1:36:56	その辺の関係性が最終的に決まってるのかっていうのを、
1:37:01	まず、
1:37:03	既許可の段階において確認をしてくって、そこが、
1:37:08	高燃焼度によって営業、どういうふうな影響を受けるのかっていうところを、最終的には確認
1:37:14	そういう趣旨で、
1:37:16	131415 を聞いている。
1:37:19	よろしいでしょうか。
1:37:22	九州電力の関です趣旨、承知いたしましたので
1:37:27	整理した上でご回答差し上げます。ありがとうございます。
1:37:32	はい。規制庁鈴木ですお願いします。よろしければ、次の 16、17 の 23 条 3 号関連に、
1:37:43	いきます。
1:37:47	DBAのときに限った話として、
1:37:51	聞いておりますけれども、
1:37:53	ナンバー16 ですと、設計基準事故が発生した場合の、
1:37:59	状況把握し、及び対策を講じるために必要なパラメーターこれ基準で求めているものが、本文 5 号炉でおまわしになってますけど、
1:38:08	そのパラメーターとして、具体的に何かっていうところを、既許可の申請書の方で、
1:38:17	確認をしていったんですけれども、これーが、おそらくということで、安全保護系プロセス計装、
1:38:27	が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:28	添付書類 8 の 6.3. 3.1 にあって、
1:38:32	から、安全保護系以外のプロセス計装が、
1:38:37	リストに書いてありませんけど、添付書類 8 の 6.3. 3.2 だったかな。
1:38:42	に書いてあってその中で、
1:38:45	第 6.3. 2 に飛ばしてありますけど、
1:38:49	これらについて、
1:38:54	それ、あ、すいません、それ以外に、必要なパラメーターっていうのは、
1:38:59	ありますかってことをまず確認したい。
1:39:02	という。
1:39:03	で、
1:39:04	当然それは変わらないと思ってますけど、そこが変わらないんだっていうことを、最終的には明確にしたいということ。
1:39:12	それから、
1:39:13	No.17 は、高燃焼度によって、測定しなきゃいけない範囲が、
1:39:21	どのように決まっていて、営業を受けるかどうか。
1:39:26	それから期間についても影響を受けないかどうか、っていうところを明確にしたいという趣旨になります。
1:39:33	と、
1:39:34	確認の出資主体趣旨は、
1:39:37	ご理解いただけたでしょう。
1:39:43	九州電力のタケツグでございます。こちらにつきましても先日のSAB設計関連のヒアリングの際にいろんな香取についてお聞き、
1:39:53	五味いただいている内容と、みんな類似の内容かなと思いますのでそちらとあわせて確認させていただきます。No.16 に関しましてはまず、
1:40:02	安全保護系のプロセス計装及び安全法系以外のプロセスケースをいかにあればということでもしなければもうないということをお答えさせていただくということ
1:40:12	規制庁スズキ際それで結構です。
1:40:14	千波ちなみにですね
1:40:36	23 条 3。
1:40:39	5 の、
1:40:41	解釈ですね。
1:40:43	23 条の解釈 2 に当たりますけれども、そこで、
1:40:48	必要なパラメーターとはっていうことで、原子炉格納容器内雰囲気の高圧温度水素ガス及び、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:56	放射性物質等を言うっていうふうを書いてあって、
1:41:00	現状を先ほど言った、添付書類 8 のところを見ている限りにおいては、
1:41:07	水素ガス濃度と放射性物質濃度は、上がってきてないんですね、申請書の記載として、
1:41:14	ちょっと放射性物資等々の方っていうのはこれなんか 31 条と重複して必要な、
1:41:20	気がしていて、放射線管理施設側の方、
1:41:24	ちょっとそこが、
1:41:25	基準として、
1:41:27	重複してるかしないかどうかはちょっとよくわかんないんですけど
1:41:33	九州電力として、アノや放射性物資の方は、
1:41:37	放射線管理施設側の方に振ってますということであればそっちで見えますってこと言っていたら
1:41:43	火、
1:41:44	あと、水素ガス濃度が、今私が、
1:41:48	ここ以外っていったところには乗ってきてないので、水素ガス濃度、
1:41:53	見てませんっていうのであれば、
1:41:55	見る必要はないっていう、
1:41:58	論理をですね、説明をしていただきたいという
1:42:02	ますけれども、
1:42:04	そこも含めてお願いしたいと。
1:42:14	岸谷フェーズで承知いたしました。
1:42:17	江藤現状発電本部側から何かございますか。
1:42:26	は、原子力発電本部席ですけども特にございません。
1:42:33	はい。規制庁鈴木です。では
1:42:36	ちょっと次の 32 条長くなるので、ここで一旦区切って、ここまでの確認をしたいと思いますので、
1:42:43	記事電力が整理できましたら、説明をお願いします。
1:45:07	衛藤九州電力タケツグです。当初対応を説明させていただきます。
1:45:12	No.11 と 12 についても 22 条 1 号については安全施設に限定しているので
1:45:20	一応、現段階では多分ババ施設タービンバイパス系と安全設備該当しないと集計と該当するとは考えておりますけども、詳細は確認して別途説明させていただきます。
1:45:32	ナンバー 13 から 15 につきましては別途回答となりますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:35	燃料の変更によって、除熱機の設備仕様変わらないことを説明させていただきます。
1:45:41	なまじ 67 につきましても
1:45:45	別途回答になります。
1:45:50	下ちょっと書いてないんですけどあんま中、
1:45:57	ナンバー16 につきましては解釈にある水素ガス濃度と放射性物質濃度については特にどこ
1:46:06	ど、
1:46:07	どこで書いてあるのか書いてなければ何で書いてないのかというところを明確にさせていただきます。以上です。
1:46:15	はい。No.16 はちょっと書いといてもらいたいので、
1:46:18	はいどうぞ。
1:46:20	出してください。
1:48:20	ナンバー16 について補足でちょっと追記させていただきます。テーマ特に解釈にある総括濃度と素材物質等については、
1:48:29	申請書記載もしなければ、理由についても確認させていただきます。
1:48:37	はい。規制庁鈴木です。私からは結構ですけど規制庁はよろしいですか。はい。
1:48:43	では記録して次に進みます。
1:49:20	期せちょスズキです。
1:49:23	事実確認ですと続いて、
1:49:28	ナンバー18 から、
1:49:31	25 までが 32 条関連になります。
1:49:37	別途ヒアリングを行いました放射性被ばく等で、
1:49:41	32 条 7 項はもう事前に聞いておりますので、それ以外として、1 項と 6 号と 8 項を聞いていき、
1:49:51	まず、32 条 1 項慣例No.18 ですけども、
1:49:57	本文 55。
1:50:00	口においてですね、
1:50:05	基準では特段
1:50:07	言い回しをしてないんですけども、
1:50:10	本郷ろうでは、一次冷却材配管の最も過酷な破断を想定しという、
1:50:18	記載がありまして、
1:50:20	ここの、
1:50:22	過酷な破断っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:24	具体的に、
1:50:26	どう想定しているのかっていうところが、
1:50:31	申請書、
1:50:33	本文 15 或いは本添付書類 10 を見てもですね、特段、
1:50:38	記載がなくてですね。
1:50:40	この過酷な、
1:50:42	破断の想定って具体的に何を、
1:50:47	設計方針として考えているのか。
1:50:51	そこをちょっと説明してもらおう。
1:50:56	九州電力の尾田です。1 冷却材の配管の最も拡幅の破断の想定ということで大破断を想定している。
1:51:05	かと思えます。本文で言いますと今回の申請書記載の変更がありませんので申請書として載ってなくて結局
1:51:13	記載になるかと。
1:51:23	評価の本文 15 ノロコウノ、(2)の解析条件で書く。
1:51:30	事象の条件。
1:51:33	記載しております、
1:51:39	あとCvの温度圧力の増加って言いますと、ローマ数字良家両括弧のローマ数字小、
1:51:47	の額の大きい
1:51:50	内圧力雰囲気等の異常な変化の中のポツの原子炉冷却材喪失。
1:51:55	こちらの両括弧Aの中に、配管の破断は、除却精機出口側配管の瞬時の量
1:52:06	を変えて、
1:52:08	あと他の事象については、イシイ性の評価が破断、事故想定と同じですというところを書いてありまして、
1:52:17	可燃性ガス、
1:52:18	であれば次のbポツになりますけど、
1:52:23	フローの(1)の両括弧、ローマ数字 I aポツ、(エ)の原子炉冷却材喪失で想定した原子炉、
1:52:30	冷却材喪失の際に、
1:52:32	可燃性ガスが発生する事象を想定するということがありまして被ばく側も同様の記載が、
1:52:39	書いてありまして、すべて大LOCA、
1:52:42	大破断を想定しているものになり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:44	以上です。
1:53:19	経常規制庁スズキです。
1:53:23	説明はわかったんですけど、なぜで過酷な破断を想定して、
1:53:30	書かなきゃいけないのかちょっとよくわからなくて、
1:53:50	先ほど見てた十九条、
1:53:53	においては、
1:53:56	本文 55、ろうのですね、両括弧 3、ローマ数字 1、
1:54:03	アルファベットAポツの両括弧荒ベツPN。
1:54:07	のところで、
1:54:10	非常用炉心冷却設備の設計方針がありますけど、
1:54:14	そちらの方は一次冷却材を喪失した場合においてということしか、
1:54:20	書いてなくて、
1:54:23	それが、
1:54:25	格納容器に行くと、
1:54:27	両括弧あるアベとのところで、
1:54:32	過酷な破断を想定していうふうに、
1:54:37	なんかここだけそう書いてあると。
1:54:40	で、
1:54:44	でも結局は、
1:55:06	再循環配管、SG出口側の、
1:55:13	両端破断です。
1:55:15	て言っていて、ちょっとここは、
1:55:20	なぜ使い分けるのかよくわからなくて、
1:55:31	越冬
1:55:33	非常用炉心冷却設備、
1:55:37	性能として、
1:55:41	確認した色か。
1:55:46	ていうのが、
1:55:55	破断位置が、
1:55:57	違うんですよね。これ同じなんですか。
1:56:02	もうECCSとか、九州電力の宇田です。ECCS性能評価はまた破断位置が異なり
1:56:10	支部温度圧力は、SG出口側配管。
1:56:15	初診時両端破断。
1:56:28	すいませんECCSの評価側の低温側配管。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:38	低温側ってやってよ、どっちも低温側でタダハラんする位置が、
1:56:44	ポンプの出口側なのかポンプの入口側なのかっていう違いはありますよと。
1:56:51	で、何か、
1:56:54	Cv側の方は、最も苛酷。
1:56:58	だという言い方をして、
1:57:02	本部の入口側、
1:57:04	のところを破断箇所にしていて、それを最も苛酷。
1:57:09	というのは、
1:57:11	ちょっとやっぱよくわかんなくて、
1:57:13	過去過酷なのか、かほくじゃないのかって、
1:57:17	ECCSの方はもう、いかにも過酷じゃないような、
1:57:23	破断想定をしている。
1:57:25	わけではないですよ。
1:57:30	九州電力の織田です。
1:57:33	事象によって何が厳しいかというところの、聞き方が違うというところでCvオンダ圧力については、SGからの
1:57:46	温度をもらうっていうところもあって流出のCv側に出るエネルギー量が多くなる。
1:57:52	そういうところもあって、SG出口側の配管ハダとカノウ泉シバ腔だっと思えます被ばくヒアリング。
1:58:02	安全評価指針側で記載を
1:58:06	解析の想定として、
1:58:08	要求されているところろうとし、一番のご回答
1:58:11	いただいた
1:58:12	ノ口炉PCSは何か評価がですね
1:58:17	非放射性ん。
1:58:19	おしゃれ物質であったり、可燃性ガスであったりは、炉心側が厳しい。
1:58:25	ものとしてやっぱECCS他と同じ事象ということで、設定されて
1:59:02	規制庁そうですねだから結局、
1:59:06	旧原子力安全委員会の指針類で、
1:59:10	求められている通り、ECCSの
1:59:14	性能評価も、
1:59:15	話そうとしてるし、
1:59:17	Cvの方も破断想定してるし、だけであって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:22	CVだから何か過酷な、
1:59:24	半袖をするっていうことでもない。
1:59:35	なぜこの過酷なハダ層って言うてるのが、
1:59:38	出てきたのかちょっとよくわかる
1:59:48	九州電力の織田です。おそらく過酷な破断想定ということでハバノ箇所のこと。
1:59:54	というのがちょっとあれですが大破断で一番破断として大きいものを想定しますよという趣旨で書いているのではないかなと。
2:00:02	推測はできるんですがちょっと、キクカワの喜多伊井。
2:00:07	もアリタばおそらくこの記載になってるんかなという、
2:00:11	衛藤。
2:00:12	規制庁鈴木ですけど、ECCSの方は、
2:00:17	最大破断がイコール、
2:00:20	最も厳しい結果を与えるかどうか、厳しい結果って何をもってですけど、ECCS性能評価指針の、
2:00:28	判断基準、両括弧1に対して、
2:00:32	最も厳しい結果を与えるかってこれ、
2:00:35	大破断だからそうですって限らないですよ。
2:00:38	これは結局、スリーマイルの
2:00:43	教訓として、中小破断で、
2:00:46	の方が厳しい可能性もありますよと。
2:00:49	そういうこともあったので、
2:00:53	事故減圧しないまま、高圧状態が、
2:00:58	長期にわたって維持されているけれども、冷却材ゴソウするような、
2:01:04	現象のほうが厳しい可能性もあって、
2:01:08	だからこそ、どんな破断を想定してもってというのが、
2:01:14	ECCS性能評価として求められている。
2:01:18	ので、
2:01:20	その中で最も一番厳しい結果としてはこれで、
2:01:24	これ以下に抑えられることができるんだっていう話を石井CSOの方は行って、
2:01:30	それって、
2:01:31	この間ちょっと
2:01:34	放射線被ばく関連のところで、バウンダリーのCVのバウンダリーの温度として何が一番厳しいのかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:43	いう話を、と言った時も同じでしたけど、結局、
2:01:47	評価しなきゃいけないものに対して、
2:01:50	様々なその事象想定をして、
2:01:54	これが一番厳しいんだっていうのを、
2:01:57	選んできてるだけで、たまたまCvは今、
2:02:01	圧力も温度も、
2:02:03	それから、
2:02:05	そうですね圧力も温度も同じ。
2:02:08	破断想定で決まっていますと。
2:02:11	ただ、一方で、
2:02:15	可燃性ガスについては、
2:02:17	ECCS性能評価の方で評価した結果として最も
2:02:22	厳しかったものの、5倍ぐらいの余裕を見て、
2:02:27	炉心からの水素ガスの発生を考慮しますよっていうふうに言っているの で、それが今、圧力温度の話、CVの圧力温度の話と、
2:02:36	一対一ではないわけですよ。
2:02:40	そういった意味で何か破断想定を最も苛酷想定するとかっていうよりか は、それぞれに応じて、
2:02:47	最も厳しいものを組み合わせました。
2:02:49	或いは、
2:02:50	どれか見て、一番厳しい結果になっていそうなものを選んできましたっ て、
2:02:57	どっちかしかないと思っていて、
2:02:59	ここの本文5号炉で言っている、両括弧Aのところ言ってる、最も過酷 な、
2:03:07	ハダ遅を想定して言ってること自体が何かちょっと、
2:03:11	ちぐはぐな気が。
2:03:14	していて実際の表、ホーム重合側の方の、或いは添付書類10番の方 の、
2:03:20	評価と直接的に結びついてないなって気がしたので、何か、なぜここ、 こんな書き方にしたのかっていう、
2:03:27	それだけの疑問なんですけど。
2:03:46	九州電力の織田です。出資は当然理解しましたのでちょっと現状の許 可の記載をそのまま書いてたところもありますが一度持ち帰らせていた だいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:57	現状の記載が適切か、もし変える必要があるかというところを検討させていただきます。以上です。
2:04:05	はい、規制庁スズキサノ。
2:04:08	変える必要がないと思ってるので、
2:04:11	変える必要がないという説明をしていただいた方が、
2:04:14	いいと思いますので、そういう、
2:04:17	方向で、
2:04:18	確認をしていただきたいなということをお願いして、
2:04:48	はい。そう、そういう趣旨で、
2:04:52	もう一度な、なぜこういうふうに書いたのか
2:04:54	確認をお願いしたいと。
2:04:57	九州電力の織田です了解しました。
2:05:01	長鈴木です。では続いて、No.19 です。
2:05:15	評価結果として、圧力温度の話それから可燃性ガスの話。
2:05:22	放射性物資の方は、別のヒアリングで確認してますけれども、
2:05:27	それぞれやっぱり、
2:05:30	厳しい条件こそ設定して、評価をすることをもって最終的に、
2:05:36	括弧の破断想定として、
2:05:41	こういう事象を想定していますってことになるかと思えますけれども、 今、
2:05:47	少し説明がありましたね。で、
2:05:55	その評価をした結果として、
2:05:59	幾つか評価しなきゃいけない判断基準があって、
2:06:04	それらをそれぞれ見て、
2:06:08	その、何、それらのセットの家なんかが一番厳しいから、
2:06:13	それで代表させてますっていう話なのか、それとも、先ほど言ったように、それぞれ評価しなきゃいけない。
2:06:23	判断基準ごとにそれぞれ厳しい条件を設定して、
2:06:28	或いは破損想定して、状態を想定して、
2:06:32	評価してるんですかってこれ、実際はどちらなのかっていうところを聞きたいっていうのが、No.19 の、
2:06:40	趣旨です。
2:06:44	九州電力の織田です。
2:06:46	32 条の解釈の方で具体的には、安全評価審査指針に定めるところによるということもありますんで、その中で定められている事象、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:57	というのが代表的な事象として、
2:07:01	設定をされている事象だと思ってまして、その各事象の中で、
2:07:06	保守的な想定になるようにそれぞれ条件を決めているところはありませんけど事象としては、
2:07:12	安全評価審査指針に
2:07:14	基づいた事象を評価しているというものに、
2:07:17	なるべくご回答になる
2:07:22	規制庁スズキです理解しました。やはりだから、先ほど言った過酷な、
2:07:31	破断を想定し、っていうところはちょっとやってることと、書いてあることはちょっとニュアンスが違くなっていうことだと理解しました。
2:07:41	それを総称してそういう言い方にしたっていうことであればそういう、
2:07:45	そういうことなのかなって思いますけど。
2:07:48	その辺は明確に、それぞれ、
2:07:51	どの判断基準に対してどういう想定をされていて、
2:07:55	それぞれの破断想定、或いは、
2:07:58	状態想定っていうと、
2:08:02	どういうものであるのかっていうところをどこに書いてあるところをちょっと示していただきながら、
2:08:08	その辺の説明をちょっと。
2:08:10	まとめて、
2:08:11	浅井。
2:08:12	よろしいでしょうか。
2:08:15	九州電力の恩田です。了解しました。はい。
2:08:19	補足としては 73 条の各事象で、
2:08:23	解析条件をまとめているところがありますので、
2:08:27	チラーに、
2:08:28	説明をするのかな、32 条パーは 30、
2:08:34	32 条として、
2:08:35	記載するのか。
2:08:37	いいのかちょっと。
2:08:38	悩むところがあるんですけど、規制庁スズキですとりあえずこの 32 条解釈は、
2:08:45	旧安全委、原子力安全委員会の指針類を参照。
2:08:52	してきているので、13 条ががっと言ってみりゃ同じところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:56	参照するんだらうなっていうのは推測できますけど一応
2:09:00	32条では、の1項としては、
2:09:03	具体的にそれぞれ評価する、しなきゃいけない。
2:09:06	判定基準に対して、どこでどう説明していますっていうのをさっきの19条と、
2:09:12	それぞれ、国庫32条でも、参照箇所を、
2:09:16	示して、最終的にさっき言った、
2:09:20	過酷なっていうところに繋がるような、
2:09:23	意味合いなんですってところが説明してされていけば、理解で、
2:09:30	九州電力の伊達さん理解しました条文整理表で紐づきを明確にした上で、13条の各事象の説明で、
2:09:39	御説明ができるかなとは思いますが、
2:09:42	ちょっと形は検討させていただきますけど、
2:09:45	はい。けど、
2:09:48	はい、規制庁スズキですでは続いて、
2:09:51	ナンバー20ですけども、先ほどNo.19でも少し出てきましたが、
2:09:57	32条の解釈の1ですね、のところで、
2:10:04	CVのその圧力、温度の上昇。
2:10:09	動荷重の発生、可燃性ガスの発生並びにホスティングの道路について、
2:10:15	評価するという話を書いてありまして、このうちの動荷重の発生について、
2:10:21	確認をしたいと思います。
2:10:28	話は20と21、両方に跨っています。まず、
2:10:34	性格的動荷重が発生するだらうなと予想されるところは加圧器逃し弁の排気タンクとその凝縮機能。
2:10:43	有する設備のところですけど、まずここで、
2:10:47	水学的な荷重っていうのが発生するのかどうかで、
2:10:54	もし発生するとするとそれって格納施設、
2:10:58	であったとすると、当然考慮しなきゃいけない
2:11:01	けど、
2:11:02	それ自体が、
2:11:06	安全機能に属さない。
2:11:09	もので、そもそもその機能を期待してないということで、
2:11:13	あれば、あまり気にすることなく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:17	通常の圧力温度、
2:11:20	評価するのかなって感じがしますんで、
2:11:23	仮に、
2:11:25	安全施設に属して格納施設の機能として見なきゃいけないんであれば、
2:11:31	生理学的動荷重だけではなくて、そもそも、加圧器逃し弁が作動したときに、
2:11:39	ノロ分で臨界流になるような、
2:11:42	弁タイプだとするとそこで衝撃波が出るはずですので、
2:11:47	衝撃荷重なんかも、
2:11:50	の影響も考えなきゃいけないというふうになるかと思しますので、
2:11:55	その二つ合わせて、まずこれ、これ、
2:11:59	考慮しなきゃいけないものであるかと。
2:12:01	まずそこを説明をお願いします
2:12:08	藤原子力発電本部側からいいでしょうか。
2:12:13	はい、九州電力の関です。
2:12:16	まず、ナンバー20のご質問ですが、
2:12:22	加圧器逃がし弁の排気タンクというふうに仰ってる部分ですけども、パーツ器逃がしタンクという
2:12:32	要するに、
2:12:33	MIMASタンクがございます。
2:12:36	こちらについては、格納施設ではなくてですね
2:12:41	原子炉冷却系統施設として
2:12:45	設置をしているものになります。
2:12:48	ですのでちょっと、ご質問の趣旨をちょっと、
2:12:52	十分理解できてなくて申し訳ないんですけども、
2:12:57	ここでご質問いただいているような
2:13:00	数、水力学的増加税が働くような、
2:13:05	設備ではないというふうに認識しております。
2:13:10	ちょっと一方向ですけども、こちらについてはちょっと確認が必要かなと思ってまして、加圧器逃がし弁を開けたときにその衝撃波がそもそも発生するのかという、
2:13:22	ところは
2:13:23	確認が必要かなというふうに考えてございます。以上になります。
2:13:28	はい。規制庁鈴木です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:33	加圧器逃し。
2:13:35	ライン、その凝縮、
2:13:38	をするタンク、呉がこれ元例ですと今説明でしたので、
2:13:46	そうすると 32 条がには直接的にはかかってこないんですけど仮に減 0 だとしたとすると、
2:13:53	それっていうのは、安全、
2:13:56	施設なんで、
2:14:05	あ、ええと九州電力関です。ちょっと確認はいたしますけども安全施設だというふうに考えております。
2:14:15	原子炉規制庁鈴木です。
2:14:17	安全施設だっていうことであればその元 0 側の方で、
2:14:23	その設備が作動したときに、当然機能を達成する。
2:14:32	必要があるものとして、機能達成のための考慮事項として、存在すると思いますけれども、
2:14:40	水理学的動荷重が、
2:14:44	十分小さくなるような仕組み、形状、
2:14:49	或いはそういうふうな、
2:14:52	試験結果を経ているので、
2:14:55	無視できる。
2:14:56	ということなのかなという思いますけれども、
2:15:03	高温高压の蒸気を水の中に、
2:15:07	通して、それを凝縮する。
2:15:12	現象において、水理学的動荷重っていうのが、
2:15:16	発生しないことはないので、
2:15:18	これは発生する。
2:15:20	というのが事実だと思います。
2:15:23	ただ先ほど言ったように、
2:15:26	構造強度として、その荷重を見なきゃいけないような、
2:15:32	ものではないということであればそうだ何だろうなっていうところ
2:15:37	で、
2:15:38	一方でそれが安全施設として備わっているのであれば先ほど言ったように、加圧器逃し弁の
2:15:49	最初、口径となる、いわゆるノロ分ですね、そのところで臨界流を生じるような、
2:16:00	弁タイプであったとすると、臨界流が生じる＝これはもう衝撃波が出る。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:06	ので、
2:16:08	そ、まずその弁タイプがどんなものであるかどうかっていうことによるか と 思っていますんで、先ほど言ったように、
2:16:18	排気ラインと、それから蒸気凝縮のタンク呉が、県、それが作動した時 に健全であるとするんであれば、
2:16:27	当然その衝撃波が、
2:16:29	その排気管内で、
2:16:32	伝播したとしても当然それは構造強度としてもつものが備わっていると いうふうに、
2:16:40	しなければならぬものだと思いますのでそちら側で、構造強度として 考慮済みですという、
2:16:48	ことになるのかなっていうふうに、
2:16:52	私としては思います。ですのでとりあえずは 32 条とは関係ないという と、
2:16:58	32 条としては特段これ以上確認するつもりはありません。
2:17:04	とりあえず安全施設であり、あつて減 0 であるということ。
2:17:08	かどうかだけの再確認をお願いし、
2:17:12	以上
2:17:15	九州電力の関です。質問のご趣旨、理解しましたので整理した上でご 回答したいと思います。
2:17:24	はい、原子力規制庁スズキです。続いてナンバー 22 にいきますけれど も、
2:17:30	六甲関連で、
2:17:42	6 項は、熱除去を、のところです、
2:17:48	これ先ほど
2:17:50	20、
2:17:53	二条関連でも聞きましたけれども、
2:17:59	32 条として、熱を除去するシステムとしては、格納容器スプレイ設備、
2:18:06	これの格納容器スプレイの補機を使って、原子炉冷却、
2:18:13	動き、
2:18:14	原子炉へ原子炉補機冷却、
2:18:17	設備側の方にね、伝熱をするというふうに、
2:18:21	理解していますんで、このときに、先ほどもちょっと言いましたけども、
2:18:29	どんな熱、どんな発生元の熱を、
2:18:34	ここで評価しているのかってところを説明をしてください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:49	九州電力のタケツグでございますが、こちらにつきましてもちょっとまた
2:18:55	確認しまして回答させていただくことと、
2:18:58	したいと思っておりますが、本現状課長深川から何かございますか。
2:19:07	九州電力の関です。こちらのご質問も、あと先ほどの趣旨、同じかと思
2:19:18	いますけれども、別の発生元、
2:19:28	どういったものを考慮しているかっていうのをお示した上で、今回の5
2:19:37	号燃料の導入に於いて、スプレ設備、
2:19:39	等に、の使用に影響はないですよというご説明をすればよろしいのかな
2:19:44	というふうに考えておりますけども、その
2:19:48	認識でよろしかったでしょうか。
2:19:55	はい、規制庁スズキですはいその認識で結構です。最終的には先ほど
2:20:00	言った、
2:20:02	22条1号の方で、それが、
2:20:12	トップになるのかならないのかってところがわかれば、
2:20:18	九州電力のセキです承知いたしましたありがとうございます。
2:20:20	規制庁鈴木ですでは続けて、
2:20:22	ナンバー23にいきます。ナンバー23は、可燃性ガス、
2:20:30	関連で、
2:20:34	と本文5号口、
2:20:44	の、
2:20:47	両括弧3、ローマ数字両括弧1、アルファベットAポツの両括弧アルファ
2:20:54	ベットA、
2:21:05	このところで、
2:21:10	1次冷却材喪失事項コウ2、格納容器内に蓄積される水素濃度を可燃
2:21:17	限界に達するのは云々という説明があつてですね。
2:21:21	で、
	ただ水素の蓄積の割合で極めて緩慢なんですよっていう説明になっ
	てるんですけども、
	そのあとに続いてですね、格納容器の健全性を維持するために必要な
	措置として、制御用圧縮空気設備及び、
	格納容器議案設備を利用して水素濃度が可燃限界に達するまでに、
	実施できる何を実施できるかとよくわからないんですけど、実施できる
	設計とするっていうふうに、
	必要な措置がして実施できるのかどうかだと。
	けど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:22	と書いてあるんですね。
2:21:24	そもそこの制御用圧縮空気設備及び過去の容器減圧装置。
2:21:32	で、
2:21:33	安全施設、
2:21:36	なのかどうかってところを
2:21:38	ですけれど、
2:21:43	九州電力のタケツグでございます。
2:21:45	リッツは確認させていただきますが制御用貸付教育設備につきましては安全設備ではないのかなあという。
2:21:55	ちょっと今の考えがありましてその場合、
2:22:00	ちょっと申請書記載が、
2:22:02	安全施設なんすかね、原子炉容器の健全性を維持するのに必要な処置には、
2:22:08	使うもののように見えるので、
2:22:11	ちょっと記載が矛盾してるんじゃないかというそういうご出身のコメントでよろしかったでしょうか。
2:22:17	ちょスズキです。まず、本文 5 号炉。
2:22:20	で、基本は、
2:22:23	規則の裏返し、
2:22:25	で、
2:22:26	それを守るっていう方針が書いてあると思ってるんですけど。
2:22:30	先ほどの
2:22:33	Cvのところなので、ちょっと基準と違うニュアンスが、
2:22:39	所々入ってて、
2:22:42	あと具体的な設備がここに登場してきて、それで何か必要な措置を実施する、できるみたいな感じで書い
2:22:53	なんか、
2:22:55	それが必要なのかなっていうふうに
2:22:58	もう、
2:22:59	タダ本部 15 階がの。
2:23:02	兼重が数、
2:23:04	のところの評価見てこんなに補助してこないですし、期待してないですし、ちょっと、
2:23:10	本文 5 号の
2:23:13	核の施設は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:15	何行だとちょっと忘れましたが、李ぐらいは、
2:23:18	そのあたり、これが、
2:23:20	そもそも出て、
2:23:22	来るのか。
2:23:23	それが、
2:23:24	安全施設として備わっているってことであれば、何かしらの機能を期待することに
2:23:29	で、
2:23:30	ちょっとこの趣旨がやっぱり、
2:23:33	何、何の必要な措置を、
2:23:35	しようとしてるのか。
2:23:38	それは基準に関係なく、何、何かこう、
2:23:41	普及とか、事故後の復旧とかのために何か、
2:23:45	そういうものを備えているんですっていう。
2:23:48	その辺の趣旨をはっきり
2:23:50	いきたいなっていう
2:23:53	よろしいでしょうか。
2:23:57	九州電力の武でございます。趣旨理解いたしました、
2:24:02	実際にこの制御器、圧縮空気設備等に期待するかどうかというところを確認すること等も
2:24:09	6項の記載がどういう意図で書いてますっていうところをご説明できればいいのかなと。
2:24:17	考えております。
2:24:22	規制庁鈴木です。はい。
2:24:25	もう少し補足しておく、
2:24:28	可燃性ガスの濃度評価のモデルとしては、水の放射線分解、
2:24:37	多分、
2:24:40	格納容器の復旧操作に入らない限りにおいては、
2:24:45	かなり長時間、下手
2:24:48	数十年、
2:24:51	ずっと長谷し続けるモデルなわけですね。で、その間ずーっと閉じ込めていくと。
2:24:58	当然、
2:25:00	いつかは、
2:25:01	可燃限界に至って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:03	でも、安全評価指針上は、
2:25:07	そこまで見ろっていうところで、
2:25:11	当然例えば1ヶ月、
2:25:15	半年5とか、
2:25:16	何かしら復旧操作ができ
2:25:19	放射線基盤、
2:25:21	まで考慮した上で、
2:25:23	復旧操作ができ
2:25:25	そういったことを当然するのが出てきたと。
2:25:32	そういったことの観点から、復旧操作に必要なもので、
2:25:37	だよっていうことであればちょっと
2:25:40	書きすぎてる気はするけど、
2:25:43	必要な措置ではあるには違いないんだと。
2:25:46	は理解はできる
2:25:48	のでちょっと
2:25:49	趣旨を明確にしている、まずはしていた
2:25:53	ここの書き方って、
2:25:55	何かちょっと、
2:25:56	誤解与えないかなっていう。
2:25:59	ちょっとそういうことか。
2:26:02	趣旨です。
2:26:05	九州電力高津です。ありがとうございます。
2:26:08	衛藤原子力発電本部側から追加で何かございますか。
2:26:15	あ、九州電力佐伯です。特に追加での確認事項ございません。
2:26:23	はい、原子力規制庁スズキでは続けます。NO
2:26:27	24と25です。ナンバー24の、
2:26:32	は、解釈、32条の解釈11で行っている、燃焼限界について、
2:26:42	実際に申請書で、燃焼限界を何を示しているのかっていうところは、明確にしてもらいたいというふうに
2:26:51	これは結局、13条側で言ってるような
2:26:55	話と同じところを見るのかなと思い
2:26:57	けど、とりあえず32条8項として、
2:27:01	このヶ年解釈で言ってる可燃限界って何を置いた上で、
2:27:06	30人以上の8項を、の適合、
2:27:10	を説明できる

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:13	のでそこは明確に記載をしていただきたいと。
2:27:16	それから、
2:27:20	先ほどちょっと少し、
2:27:21	先ほど来ずっと出てますけど、炉心側での、
2:27:25	水素発生。
2:27:27	それから、水の放射線分解での、
2:27:30	水素酸素発生っていうところが、
2:27:33	本文 10 号側では、モデルとして、
2:27:38	説明されてますけれども、
2:27:41	それらの発生元が、
2:27:43	を見ておけばいいんだという、
2:27:47	説明っていうのは、特段なくてですね、安全評価指針に従って、本文 15 は評価しました。
2:27:56	なると思うので、
2:27:57	と。
2:28:00	32 条の 8 項としては、
2:28:03	想定しなきゃいけない。
2:28:08	水素及び酸素。
2:28:10	そういったものがどこから出てくるのかっていうところ
2:28:15	まず
2:28:17	説明をしていただいた上で、それについて大丈夫なんだっていう説明を、
2:28:22	ここについてもしてもらいたいなど。
2:28:26	よろしいでしょうか。
2:28:32	九州電力の織田です。まず、24 番につきましては、今おっしゃられた通り 13 条の評価結果ですね本文 15 ノロ
2:28:41	コウノ、(3)の評価結果んでポツ、
2:28:44	記載をしておりますんでそれ乗務整理法側で明確に、
2:28:48	気持ちを
2:28:50	記載させていただこうかなと。
2:28:53	25 番の発生元についてですが、本文 10 号側の評価としては、
2:29:03	炉心水位のアンプ性の放射線分解、あとジルコニウム反応と、
2:29:08	金属の主幹
2:29:10	を考慮するというところは記載をしておりますて、
2:29:14	この評価が 32 条 8 項としてそれだけでいい、その評価をもって評価。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:21	何か
2:29:22	している。
2:29:25	その発生元だけでいいのかっていうところを、
2:29:29	不明。
2:29:30	すべて出資でしょ。
2:29:32	はい。
2:29:34	まずですね
2:29:37	PWRにおいては、
2:29:39	兼重ガスの発生に対する、
2:29:46	防護措置として、
2:29:48	何か設備を備えるかっていうと、
2:29:52	ちょっと先ほどの制御用圧縮空気設備と格納容器減圧措置を除く。
2:29:59	をちょっと脇に置いて、
2:30:01	安全施設として、
2:30:03	何かしら設備を、
2:30:06	備えているかっていうと、
2:30:08	特段備えていない。
2:30:10	と理解してるんですけど、そうすると、
2:30:12	先ほどの本文 5 五郎の設計方針っていうのは、
2:30:16	本文 5 号の格納施設側の方の、ちょっと何行だったか。
2:30:21	覚えてないんですけど、そっち側では、設備がないので登場してこないんですよね。
2:30:27	登場してこないっていうことを、
2:30:29	は、いきなり本文 10 号にそこが飛ぶんですよってことなんだと思うけど本文 15 あくまでも、
2:30:35	評価としてどんなモデルでやってますか。
2:30:38	安全評価指針なりで、
2:30:41	に従っててますって言うだけであって、
2:30:45	そうすると何かこう、
2:30:47	何に対処する、しなきゃいけないの。
2:30:49	ていうのが、
2:30:50	どこにも書いてない。
2:30:54	一応、LOCAのときに、可燃性ガスが可燃限界に達しないようにしなさい、しますって本文 5 号炉には書いてあるんだけど、
2:31:03	どこからどんなものが出てくるものに対して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:08	どう対処しますって、
2:31:10	先ほどの
2:31:13	除熱の話だとか、
2:31:15	だと、当然、
2:31:17	どんな補機で、
2:31:19	伝熱を考慮してとか、どれだけの容量を見ますとかって書いてある
2:31:25	ここに関しては何もどこにも書いてない
2:31:27	いきなり評価で終わってる。
2:31:32	ちょっとだからそうすると、この 32 条 8 項として、
2:31:35	何をもって適合化っていうのが、
2:31:39	何かよ。よく、よくわかんない
2:31:46	いや、それがね、先ほど言った、過去の施設として何も持ってませんって実はそれ
2:31:52	言い過ぎで、
2:31:54	実はもともとこんなでっかいボールフリーボリューム
2:31:59	こういう発生元こういう発生が考えたとしても、そもそも可燃限界に行くような、
2:32:04	濃度にはならないんです。いやそしたらそれって、核の施設そのものがね。
2:32:10	そういうものなんですって、本来やっぱり格納施設側の方の、
2:32:15	特に書いてあってもいいような気もするし、
2:32:20	多分書いてないですよそれ。
2:32:23	ちょっとそこがだから、32 条 8 項の要求と、
2:32:28	最後結論として申請書どこを見るかって、
2:32:31	かなりすっ飛んでいる気がする。
2:32:35	そのために、まず何を見なきゃいけないか。
2:32:39	何をもって対処するのかありえ、そもそも何か動的なもので対処する必要なくて、
2:32:45	フリーボリュームでそもそも対処できちゃう。
2:32:48	ものなんです。
2:32:50	なので大丈夫です。
2:32:53	で、本文 15 を見ていただければそれが明確に評価。
2:32:57	そういう、そういう流れかなって気がする。
2:33:01	ちょっとその説明がすっ飛んじやっていう気がする。
2:33:05	ここの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:06	ナンバー25 の話を少し、
2:33:10	説明をまず加えてもらいたい。
2:33:14	加えてもらいたいなってというのが、
2:33:16	申請書に書けとか何とかって、
2:33:18	まずはそういう何か説明して欲しいなって、
2:33:24	九州電力の織田です。
2:33:27	可燃性ガスの評価としては、
2:33:32	指針に従って 30 日間で濃度が 4%、水素濃度が 4%以下。
2:33:37	ところは見ていて、確かに何かしらの設備を使って水素を処理しているわけではない。
2:33:44	というところでありまして、そういうような種Cを、
2:33:49	何か補足くうなり、13 条の補足になるのかなと思いますけど。
2:33:54	ちょっと説明を追記させていただくのかなと。
2:33:59	ます。
2:33:59	そのようなイメージで、
2:34:02	規制庁スズキスまずは
2:34:05	説明を、
2:34:06	どこに、
2:34:07	どういう形で書く、
2:34:11	それを目指して、
2:34:14	九州電力織田です。はい、了解しました。
2:34:18	規制庁鈴木です。32 条をここまでですので、
2:34:23	一旦ここで区切って、今後の対応のところを確認していきたいと。
2:34:29	九州電力準備できましたら、説明をね、
2:38:19	オダしました。
2:38:25	対応事項について説明させていただきます。No.18 につきましては本文 5 号炉学校さんの例(1)
2:38:33	米RCS細管の最も過酷なハダを想定の記事について許可の記事の意図を確認して回答すると。
2:38:41	No.19 につきましては、条文整理表で紐づきを、
2:38:45	明確にした上で記載箇所を説明します。
2:38:50	Noと順番前後すアノオオバイトボード上と前後しましてナンバー20 につきましては、
2:38:55	加圧器、
2:38:56	2 ガスタンクが安全施設。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:59	原子炉冷却材系と、
2:39:02	施設であることを確認して、該当しますと。
2:39:05	No.11、21 につきましては別途確認して回答させていただきます。
2:39:09	生煮えニイツ水。
2:39:11	瀬尾。
2:39:12	別途回答ですけれども、熱の発生元として何を考慮しているかを示して午後燃料の使用によって設備影響がないことを説明します。
2:39:21	No.23 につきましては愛煙家CV減圧装置が安全施設なのかと、後を確認して申請書。
2:39:31	6 項の記載の意図について確認して回答します。
2:39:35	何番地 24 につきましては、解釈の、
2:39:39	11 の燃料限界について本部 15 を、に記載している条文整理表の記載を明確化します。
2:39:47	725 につきましては水素発生について、どのような対処が必要か、または不要か、説明をしますと、
2:39:55	以上になります。
2:40:03	市長鈴木です。私の方はいいかと思えます規制庁がほいよろしいですかねはい。
2:40:09	じゃあ、記録して次進みます。
2:40:46	清書スズキです。では、事実確認リストの、
2:40:50	ナンバー26 から、
2:40:55	29 が 16 条関連になります。
2:41:00	まず、ナンバー26 ですけれども、
2:41:06	これも本文 556 項の記載についてちょっと確認をしていく。
2:41:12	けど、
2:41:13	強化の申請書の記載ですね、
2:41:18	本郷の両括弧 3、ローマ水量(1)洗うとポツの、
2:41:25	8 日間アルファベット系のところにおいてですね、
2:41:31	通常運転時に使用する燃料体または使用済み燃料、これを以下燃料体等というふうに言っていて、
2:41:41	の取り扱い施設は、崩壊熱により、燃料体等が溶融しない設計とし、していると、そういう、
2:41:50	説明になってるんですけれども。
2:41:57	まず
2:41:59	燃料体を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:03	定義からすると、これ新燃料も入ると。
2:42:10	D、
2:42:14	この内容を、本文 5 号の 2 の方にいくとですね。
2:42:21	新燃料について、
2:42:23	崩壊熱の話が特段取扱施設として何も書いてなくて、
2:42:29	使用済み燃料だけホウ酸水中で、
2:42:33	扱うんです。
2:42:34	いうふうに書いてある
2:42:36	んで、まずその
2:42:38	燃料体等、
2:42:40	を期中で扱う。
2:42:43	イマイって見だし新燃料ですけど、
2:42:46	シノユキ中で扱うところがあると思う。
2:42:50	その説明が、
2:42:52	まずそもそも、
2:42:54	16 条 1 項 1 号、
2:42:58	の
2:43:05	ごめんなさい、1 個 1 個じゃなくて 1 項 3 号ですね。
2:43:09	違う。
2:43:10	3 号として、
2:43:12	説明がどこにもないのかなあと思うんですけど。
2:43:16	これは、
2:43:20	まず説明できます。
2:43:24	九州電力のタケツグでございます。まず燃料体等につきましてはもうおっしゃっていただいた通り 16、きちっと設置許可基準規則の 16 条の定義とか、
2:43:36	16 条のところにもあります通り通常運転時に使用する燃料体または使用済み燃料を燃料体等と言っておりますので新燃料も含むものと考えておまして、
2:43:46	新燃料の、
2:43:48	発熱につきましては新燃料につきましては当然核分裂している前のものになりますので、発熱については問題とらないと考えておまして、
2:43:59	申請書記載については次、ないかと考えているんですけどもそれについてはもう、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:09	影響はない、問題にならないということは自明ということで記載しないものと考えております。
2:44:17	以上です。
2:44:19	規制庁鈴木です。
2:44:21	基準には、そもそも、
2:44:23	崩壊熱により、燃料体が溶融しないものとするこつていう要求になってて、
2:44:31	新燃料に崩壊熱がないのは当たり前で、MOXを除きますよ、でも4号は関係ないので、
2:44:40	なので、
2:44:42	本文5号炉で、なぜ新燃料も、
2:44:46	設計方針の中に入れちゃってるのかがちょっとよくわからなくて、
2:44:51	で、
2:44:53	本本、午後に行ったとしても、
2:44:57	そもそも崩壊熱による溶融し溶融しないということが取扱施設がんとこでどこ、何も触れてなくて
2:45:05	よくよく、
2:45:07	深読みすると、使用済み燃料はホウ酸水中で扱いますと書いてあるので、
2:45:13	そこで一応言ってるんだらうなっていう気は。
2:45:17	するので、
2:45:18	いや、そっち本部。
2:45:20	午後2の方は、別にいいかなって気が
2:45:24	なんで本保吾郎は、
2:45:26	崩壊熱の話だけしてなぜ燃料体等まで、
2:45:33	全部い行っちゃったのかなって。
2:45:36	それだけなんですけど。
2:45:43	いや、それが単純に
2:45:46	本文じゃ、16条に、1項が、燃料体等についてとってるので、
2:45:52	そう書きましたっただけだったらそうですっということ。
2:45:58	新燃料は、
2:46:00	そんなことは考慮する必要ないので、本文5号、2の方には何も書いてません。
2:46:07	そういうことでいいですかっという。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:09	九州電力の竹野です。圧子理解いたしました。おっしゃる通り本文瘻孔につきましては、通常運転時に使用する燃料体または使用済み燃料をまとめて燃料体等と言っております。
2:46:24	もうそれ以降は燃料体等に関する説明としているというところで崩壊熱に関する説明のところにも伝えて区別をせず燃料体等と書いているんですけども、実際には新燃料は崩壊熱問題となりませんので、
2:46:38	影響がないところではない、あるんですけどもここではちょっと燃料体等と書き過ぎ
2:46:44	ちゃってる。
2:46:45	というのが事実かと考えております。以上です。
2:46:49	はい。規制庁鈴木です。
2:46:52	意味で、
2:46:55	2、ナンバー26の後半ですけど、使用済み燃料を、
2:46:59	大気中の水中放散はうまく関係ないと思うんですけど、
2:47:04	水中で扱えば溶融しないっていうことは、特段どこにも書いてない
2:47:11	方針として、
2:47:15	次のナンバー20 何位も行きますけど、
2:47:20	使用済み燃料を大気中の水中で扱えば溶融し内定することと、
2:47:26	それから、これ、ちょうど設備側の話ですけどね、水温を維持するための設備。
2:47:33	が、どういう関連になっているのか。
2:47:38	その関連を持って、
2:47:41	先ほど言ったように、
2:47:43	水球で扱えば溶融しないんだってことが、
2:47:47	自明なんです。
2:47:49	みたいなことが、
2:47:51	あるのであれば、
2:47:53	そういう説明をしてもらい、
2:47:57	言ってみれば、
2:48:00	貯蔵設備は、
2:48:03	冷却してるので、
2:48:05	100度にはいかないですよ。
2:48:08	なので、
2:48:09	100ドイ型持ってるので、
2:48:11	当然それで冷却されてれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:14	余裕なんかしませんよ。
2:48:17	いうことだと思うんですけど、それ、それはあくまでも貯蔵設備側の、
2:48:22	水を維持するための設備があるからであって、
2:48:25	じゃあ、使用済み燃料って、貯蔵設備だけで扱うか。
2:48:31	だとすると、
2:48:33	使用済み燃料を取り扱う範囲、これ
2:48:37	別のヒアリングでも、
2:48:39	新燃料をどこで扱えます榎尾図面はどこで扱いますかって、搬入から搬出までのプロセスを、
2:48:46	明確にしてくださいって、
2:48:48	たところですけど。
2:48:50	その使用済み燃料を使う範囲において、
2:48:54	ホウ酸水水中で扱ってれば、
2:48:57	そもそも溶融しないんだってことはイコール、先ほど言ったように、
2:49:01	100度に到達しないとか、
2:49:03	いうことを説明できればいいと思うんですけど。
2:49:05	そういう取り扱い施設側の方で、
2:49:09	ホウ酸水順にあれば、
2:49:13	さっきの貯蔵施設右側の方と同じような、
2:49:16	リレーション。
2:49:17	或いは条件、コンディションを保てるんだと。
2:49:21	何か説明があるんだったらそれではそれでいい。
2:49:24	いいので、ナンバー26と27を、
2:49:28	ちょっと、
2:49:28	別々に出してますけど、
2:49:31	同じ説明なのかそうじゃない別の説明になるのか。
2:49:35	説明は、
2:49:37	整理して説明してもらいたい
2:49:41	石井電力の武智でございます。今の質問の意図としてはSFP、貯蔵施設側では当然性ピークで冷やされてますので
2:49:51	SAP内で燃料取扱場合はそれは、
2:49:53	それは燃料は減らされてるっていうことは
2:49:58	当然ですけれども燃料取扱設備、例えばSFP外で燃料取扱CFD以外で取り扱う場合にもそのSFPで冷やされると。
2:50:10	いえるのかどうかということでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:14	規制庁鈴木ですSFP以外使用済み燃料を扱っているときに、SFP側の
2:50:20	水位を維持するための設備。
2:50:23	にも頼っているよっていう、
2:50:26	ことなのかそうじゃないのかをまず明確にしてもらいたいし、
2:50:30	もし頼ってなかったとしたら、
2:50:33	別の要因で、
2:50:35	溶融しないことを、
2:50:37	担保するために、
2:50:39	ひたすらホウ酸水中に止めなきゃいけないわけですよ。
2:50:44	それは止め続けられる。
2:50:46	ものなのかどうか。
2:50:48	何かの設備でそれを担保してるのか。
2:50:52	その辺が明確じゃない
2:51:21	九州電力タケツグですありがとうございます。理解いたしましたまたSFP外で燃料を取り扱う。
2:51:32	場合以外の取り扱い時にも、
2:51:37	ホウ酸水としては繋がっておりますもSFPクーラーで冷却されてるものと考えているんですけども
2:51:46	まだ再度確認させていただいて次回回答させていただきたいと思います。以上です。
2:51:54	はい規制庁スズキですもしそういう説明だとすると、
2:51:58	やっぱり取り扱い施設側の方で、
2:52:01	貯蔵設備、施設側の方の、
2:52:04	設備の機能を期待しているということであれば、そこははっきりした方がいいと思う。
2:52:11	ですよ。
2:52:12	いやもうそもそも全然もう分かれていますっていうのであれば、今の記載の方
2:52:17	けど、ただそのときには、
2:52:19	取り扱い施設側の方で用意をしないことは、
2:52:23	かな。
2:52:24	そういうことですので、
2:52:26	どちらにしても、
2:52:28	設備に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:29	頼るのか頼らないのかっていうところも含めて、ちょっと何か十分書き切れてない気もするな。
2:52:37	落としてる。
2:52:42	その辺も含めてちょっと、
2:52:45	確認していただいて、
2:52:48	回答ください
2:52:49	たな。
2:53:06	九州電力中澤でございます。事実確認の趣旨については、理解しました。おっしゃってるのはおそらく、
2:53:17	照明燃料を使うエリアっていうのは、水で満たされてますというのは申請書を読めばある程度わかりますと、ただ単に水があればいいだけじゃないでしょうと、当然崩壊熱がありますので、
2:53:29	ある程度の力、冷却能力がないと駄目ですよねというところで、そこで今、我々からご説明してる中では、
2:53:39	冷却能力についてはちょうど設備についての説明をしてますので、取りかえ、取り扱い設備についての冷却能力という位置付けで説明してるわけではないので、そこをきちんと説明するっていう趣旨だと理解しました。以上でございます。
2:53:55	規制庁スズエサノ。
2:53:57	ちょっと誤解されないように言っときますけど。
2:54:01	年使用済み燃料を取り扱うときって、1度に何10体何百大麻使わないので、
2:54:08	SFPとは違うと思ってて、
2:54:11	取り扱い施設側はあくまでも1体ずつ。
2:54:15	扱うだけ。
2:54:17	崩壊熱があるにしても、
2:54:19	別に、
2:54:21	SFAみたいに、ものすごいたくさんの崩壊熱があるわけ。
2:54:25	っていうところも理解してるんです。
2:54:27	そそういう扱い方も含めて、
2:54:31	取扱施設において、
2:54:34	ホウ酸水中にとどめておく。
2:54:37	だけで、公開作業
2:54:41	号3号の適合いえるのかどうかって、
2:54:44	ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:54:46	そういうつもりで言ってくる
2:54:49	と。
2:54:50	よろしければ次
2:54:56	次のナンバー20、
2:54:58	8ですけれども、これも
2:55:03	先ほど来言っている
2:55:06	まず、
2:55:08	基準としては、16条2項2号、
2:55:19	向こう2号炉をですね、これは使用済み燃料の崩壊熱って限定されて ますけど、
2:55:26	最終的に
2:55:28	最終ヒートシンクに熱を輸送できる。
2:55:32	設備及びその浄化系を有するっていうところについては、
2:55:36	むしろ実燃料の崩壊熱だけで本当に
2:55:39	その設備の、
2:55:42	伝熱量、
2:55:44	先ほど言ったホッキ
2:55:45	みたいなところの容量ってというのが、
2:55:47	定義できるのかっていうところがありますのでちょっとそこを、崩壊熱を 考慮する、しているのかしれないのかっていうところを、
2:55:56	説明をして欲しいというところが28になり、
2:56:01	それから、
2:56:02	29については、先ほど言った基準にその最終ヒートシンクに熱を輸送で きるっていうところまで言及してますので、
2:56:13	条文整理表の、12月26日の審査会合資料1-1。
2:56:19	ん中では、
2:56:21	その最終ヒートシンクへ熱を輸送する設備、これについて変更があるか ないかと。
2:56:28	言及がないので、
2:56:30	そこまで研究をしてもらいたいと。
2:56:33	これ結局先ほどの22条に関連するところですので、
2:56:39	それぞれ抜けがないように、
2:56:41	一通り説明をしてくだ
2:56:43	いう趣旨ですよろしいでしょうか。
2:56:47	ちょっとお待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:38	九州電力のタケツグでございますイマセ持たせました。
2:57:41	ナンバー29 につきましては、最終ヒートシンクへ熱を輸送する設備についての
2:57:48	規則で要求されてまして今の条文整理表に記載はありませんのでちょっとこちらについては説明を追記させていただきます。
2:57:54	728 についてなんですけど、こちらにつきましてはSAP、
2:58:01	うん。
2:58:02	SAPの空SAPの励起ピット水浄化冷却設備Bで除熱する。
2:58:11	システムに関する発言についてですね、崩壊熱以外にはないと考えておりますので、おそらくこれは、
2:58:19	ソーレ。
2:58:22	使用済み燃料の崩壊熱。
2:58:25	と、この設備以外、
2:58:28	ニワないですというような回答になるかなと思うのですが、
2:58:32	確認をして、そのように回答させていただければと思います。ちょっとスズキです気にしているのは、
2:58:41	使用済み燃料ピット水浄化冷却設備のポンプの
2:58:47	冷却、
2:58:49	何でやってるのか、事故例じゃなくて、
2:58:52	また別に、
2:58:53	冷却設備があってそちら側の補機がありますっていうことであれば、
2:58:58	先ほどの 22 条側の方で、
2:59:00	どんな補機がありますかって、
2:59:02	ところをちょっと明確にしたいっていうところの趣旨。
2:59:05	に対応してきます。
2:59:08	結局、
2:59:10	機能を達成しなきゃいけないときに、どんな熱をどこでどういうふうに、
2:59:15	ているか。
2:59:16	どういうラインナップしてるかで、先ほど最後、22 条で見てその最大切って、何を見なきゃ。
2:59:23	内訳何を
2:59:25	ところが、
2:59:26	明確にしたいっていうのがここまで、あちこちで、
2:59:32	ちょっとその辺を意識しながら、回答いただきたいと。
2:59:36	九州電力のタケツグで承知しました。使用済み燃料ピット。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:43	ポンプ、種類燃料ピットポンプにつきましても自己冷でやってるのか、どうかについてもあわせて回答させていただきます以上です。
2:59:52	規制庁鈴木です。16 条関係は以上になりますのでここまでで今後の対応について、
3:00:02	確認をしていきたいと思います。準備できましたら、九州電力の方から、
3:00:07	します。
3:01:31	イシイ電力のタケツグでそこまでの対応事項について説明させていただきますナンバー2627 についてはAと合わせて、
3:01:40	間瀬P
3:01:42	の外で取り扱う場合においてSFPの冷却施設の機能に期待してるかどうかというのと、
3:01:49	明確にして末子どこかで説明させていただきます。
3:01:55	ナンバー28 につきましても別途回答させていただきますが合わせてSAPポンプが事故で、の冷却についてもどのように行っているかを確認して回答します。
3:02:06	また、29 については
3:02:08	コメント確認事項リストの通り対応させていただきます以上です。
3:02:22	ナンバー27 のところのSFP中での、
3:02:28	冷却の話ですけれども、
3:02:33	水温を維持するための設備として使用済み燃料ピット水浄化冷却設備が、
3:02:41	あると思いますけれども、これ一の容量をどういうふうにしていて、
3:02:48	それを、
3:02:50	使うことで、
3:02:52	使用済み燃料ピットの中で、大気中の水中で扱っていれば溶融しないっていうところに、要するに 100 度以下にしている、実際は 67、
3:03:02	だけど、
3:03:03	というところがまず説明があった上で、20 ナンバー27 は、
3:03:09	回答をしていただきたい
3:03:11	それに加えて、ナンバー26 は、
3:03:16	そのピットの冷却設備、
3:03:19	を期待するのかわからないのかを明確にした上で、
3:03:24	20 ナンバー26、要するに、
3:03:26	1 項 11、16 条 1 項 3 号、
3:03:30	そして、溶融しないという説明を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:34	どうするのか、どう説明する。
3:03:37	いうところを明確にして、
3:03:39	そういう趣旨です。もう少し、
3:03:44	今後の対応を明確にしといた方がいい
3:03:48	すいません九州電力タケツグですすみませんSFP側の冷却、
3:03:54	どのように評価を行ってるかという話につきましては今、提出している補足説明資料の16条の別添3にSFPの冷却能力に、
3:04:05	ついてという説明資料がありましてその中で、
3:04:09	ご説明してる内容かと思いますので、10階回答の際にそこを引用する形でご説明するのかなと。
3:04:19	思います。
3:04:22	え。
3:04:25	規制庁それでちょっともう1回、資料の投票をお願いします。
3:04:30	前回審査会合資料の1-4-1の、
3:04:35	PDFの604ページ。
3:04:38	東芝通し番号でも604ページですね。
3:04:41	これ16条の補足説明資料の一部になります。
3:05:08	規制庁スズキです。平均温度として、
3:05:12	65ドイ以下を、
3:05:17	保つようにしている。
3:05:20	というのがまず、
3:05:25	ピット水の浄化冷却設備、
3:05:29	としての、
3:05:31	機能ですと、
3:05:33	それをもって、その水中に維持していれば、
3:05:38	崩壊熱による余裕はないですっていう話を、
3:05:47	どっかでしてるってことですか。
3:05:50	この説明資料の評価基準に関して書いてある52度以下ですというのと、同じ内容の申請書の添付書類、
3:06:01	8Gの
3:06:07	4章の4。
3:06:09	損益許可の新
3:06:11	聖書ですね、許可の申請書。
3:06:16	の添付書類8の、
3:06:38	4、添付書類8のページ番号で言うと8-4-10、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:44	9 ページになります。
3:07:21	藤規制庁数です。そこは、
3:07:25	十分に除去できる能力。
3:07:29	というのが、
3:07:32	本文 5 号炉で言っている崩壊熱による燃料体等が、
3:07:38	溶融しない、これは取り扱いして、
3:07:42	挙動。
3:07:57	清純ならちょうど本本。
3:08:02	本文 55。
3:08:06	ローンで使用済み燃料の貯蔵施設は、
3:08:11	貯蔵された使用済み燃料が他熱より溶融しないものであって、
3:08:16	最終ヒートシンクへ熱を輸送できる設備その浄化系を有すること に対して、
3:08:25	等、
3:08:28	使用済み燃料、
3:08:43	本分ゴコウ 2 の、
3:08:45	両括弧 3 で、
3:08:48	使用済み燃料ピット水浄化冷却設備の、
3:08:53	設計方針、
3:08:55	と仕様が示されてますけど、
3:08:58	そこで使用済み燃料から発生する崩壊熱除去を行うために十分な冷却 能力を有する。
3:09:06	設計とSIMMERすというふうに言っていて、
3:09:15	崩壊熱。
3:09:16	出てきた崩壊熱を全部上京しているので、
3:09:23	崩壊熱により溶融はしませんという、
3:09:27	説明になっているという。
3:09:31	九州電力のタケツグでございますSAP、燃料貯蔵設備の崩壊熱の除 去の説明はそうなるかと思えます。
3:09:40	はい。規制庁鈴木です。
3:09:45	それを聞かないとよくわからないっていうところ。
3:09:48	よく、
3:09:49	定常状態として、
3:09:53	発生する熱量と、
3:09:55	除去する熱量が均衡する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:59	バランスを保っているからイコール水温が上がらない。
3:10:04	一定を保っている。それイコール、要するに、出てきた崩壊熱は全部除去してるわけですね。
3:10:11	平衡状態、定常状態においては、イコールそうですね。プラスとマイナスが。
3:10:16	イコールである。
3:10:18	それをここでそう言いあらわしているってということなんですね。
3:10:22	崩壊熱の除去をする、発生する崩壊熱除去を行うために、十分な冷却能力を有しているから、
3:10:30	イコール発生した熱は、
3:10:33	除去できるんです。
3:10:35	それは、
3:10:40	高燃焼度んなっても、
3:10:41	できる。
3:10:43	というのが先ほどの補足説明。
3:10:46	説明があります。
3:10:49	そこは理解しました。
3:10:50	それについてナンバー27については理解できたので、
3:10:56	ナンバー27を書いた方がいいです。
3:10:59	No.2 ハタ 26。
3:11:02	はい。九州電力タケツグです。ですので難波SAPA燃料取扱設側で
3:11:11	燃料貯蔵設備側の能力に期待しているところを、どこかの資料でご説明するというので、
3:11:21	移送しました。
3:11:36	規制庁鈴木です。
3:11:38	ホワイトボードの今後の対応の方私はこれでいいかなと思います。他に規制庁がよろしい。
3:11:48	なので、ホワイトボードでナンバー2627になってますけど 27 を、
3:11:54	カットしてもらえればいいですね。
3:11:56	はいそれで結構、
3:11:59	これで記録して次に進みます。
3:12:56	小規制庁スズキですでは事実確認ですと、30 から 40 までが、
3:13:03	37 条関連になります。まず先に、
3:13:09	30 と、
3:13:11	32 と 34 と 37。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:16	同じ趣旨ですので、
3:13:18	説明しておきますと、
3:13:22	規則の解釈の方で、それぞれ、
3:13:27	プラントの特性、関係なしに、数考えなきゃいけないシーケンスだとか破損モードだとか想定事象っていうのが、
3:13:37	上がってまして、で、
3:13:39	それ以外について、
3:13:43	確認をして、必要であれば追加しなきゃいけない
3:13:49	なってますけれども、
3:13:52	新規制基準の時に於いて追加がないということが、
3:13:57	示されていて、今回においてもそれは変わらないんだっていうところが、情報整理表の方で明確になってませんので、
3:14:07	そこは明確にしといていただきたいということの趣旨です。よろしいでしょうか。
3:14:14	九州電力の織田です。趣旨は理解いたしました、
3:14:18	コメント 30 と 32 と 37 ですね、こちらは了解をいたしました
3:14:27	事故シーケンスを変更がないところを、条文整理表に記載させていただこうかなと思います。
3:14:33	コメントの 34 番、
3:14:36	設計の想定事故関係なんですか、こちらの解釈。
3:14:41	の方を見ると、個別プラントの評価でそれぞれ抽出するようなものにはなってなくても想定事故 1 と 2、
3:14:51	評価をするようなものになってますので、こちらについては、
3:14:58	基準規則の要求がコガなければ、変わるものではないかなと。
3:15:03	考えてはいるのですが、こちらも、何か条文整理表に、
3:15:08	変わらないところを記載した方がよろしいでしょうか。
3:15:11	規制庁鈴木ですそこはなしにさせていただいて 34 は除外します。
3:15:20	九州電力の織田です。はい、了解しましたその他について条文整理
3:15:28	規制庁鈴木です。続いて、
3:15:34	30 ナンバー 31 ですけれども、
3:15:47	今回
3:15:50	高燃焼度燃料を入れることによって、
3:15:54	4 号の添付 10 の
3:15:59	復水タンクを水源とする補助給水ポンプによる蒸気発生器の注水。
3:16:05	について、注水継続時間が、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:09	0.1 時間短くなるっていう
3:16:12	ふうに今、結果としてな。
3:16:15	で、
3:16:16	ここについては、
3:16:22	12 月 26 日の審査会后、資料、
3:16:26	1-2 を、
3:16:27	見るとわかりやすいと思うんですけど。
3:16:48	1-2 の 6 ページの、
3:16:52	一番下の項目安全評価等における炉心に、
3:16:57	かかる条件の変更というところで、この影響がありますというふうに言っ てまして、
3:17:06	炉心に係る条件、
3:17:08	を変更するものとして、変更内容のところに括弧書きで、
3:17:13	その事例が挙げてあって再々ゴトウになってますけど、
3:17:17	具体的にどれが、
3:17:20	影響して、
3:17:21	0.1 時間の差が、
3:17:24	出てきているのかっていうところを、
3:17:28	条文整理表が引っ張るときに、
3:17:32	括弧書きを加えてですね。
3:17:34	これが要因ですよっていうのを明確にしてもらいたいなというふうに思っ ますけど。
3:17:41	よろしいでしょうか。
3:17:44	九州電力の織田です。はい。趣旨は理解いたしました。こちら水源の評 価になっておりまして炉心の崩壊熱。
3:17:53	復水タンクの水が努力だけ必要かというところで炉心の崩壊熱が、原発 から 5 号に変わるというところで若干、
3:18:04	記載時間が 0.1 時間変わっているという、
3:18:09	炉心崩壊熱というところを括弧書きで条文整理表のほうに記載させてい ただこう。
3:18:15	以上です。
3:18:17	規制庁鈴木です。
3:18:21	ちなみに、
3:18:24	今回の炉心崩壊熱を変更している部分は、
3:18:34	資料 1-2 でいうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:45	先ほどの同じ 6 ページの、
3:18:48	上から見、
3:18:50	違うな。
3:18:52	一番上。
3:18:55	ごめんなさい、上から 2 番目。
3:18:57	原子炉運転時間の変更。
3:19:01	のところ、
3:19:05	でもこれ被曝って書いてあるので、
3:19:09	単純に今言った一番下の括弧の中の炉心崩壊熱ってところが引っ張られてく。
3:19:20	炉心崩壊熱。
3:19:23	のところは、
3:19:26	3 バッチと 4 バッチの違いが、
3:19:31	効いてくる。
3:19:33	ということ。
3:19:41	九州電力の織田です。
3:19:43	新崩壊熱を設定スルー。
3:19:50	当期の、
3:19:55	単純に、
3:19:57	高濃縮腔になりますのでその分崩壊熱が少し増えるという、
3:20:04	足、いや、
3:20:07	濃縮関係ないし核分裂率で崩壊熱。
3:20:11	原子炉圧力が変わんない限り、
3:20:14	同じ時間、同じように運転し、している限りにおいては、濃縮度関係なく、崩壊熱。
3:20:22	何でバッチの違いなのかなと思う。
3:20:25	けど、
3:20:52	申請書でいうと、56 ページ。
3:20:59	うん。
3:21:07	4 号のバッチ
3:21:09	を、
3:21:11	今回追加して、
3:21:13	記載をしていると。
3:21:14	これで、
3:21:16	変わるっていう

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:19	話。
3:21:20	なのかなと思ったんですけど。
3:21:24	九州電力の織田です。マッチする影響あると思うんですけど 56 ページ書いているのは、炉心内蓄積量、接種本数の条件の話で、
3:21:36	新補数量、
3:21:38	ヨシノ蓄積量の条件として、
3:21:41	一応書いている出身。
3:21:46	成長するでそうするとさっきの資料 1-2 で言ってる、炉心崩壊熱。
3:21:52	がどう変わるのかって、具体的にどこで書いてある。
3:22:03	DBAの方は、
3:22:05	炉心崩壊熱。
3:22:07	条件。
3:22:08	としては変えて、
3:22:11	SAの方は、
3:22:14	どこをどう変えた。
3:22:17	どっか、
3:22:23	BAについても崩壊熱は変わるんですけど、イセasイシイ装置を使うところと下がる。
3:22:33	見まして、
3:22:34	FAについては、崩壊熱関連の資料を、
3:22:39	審査会合資料 1-4 で言いますと、
3:22:44	通しページの 766 ページ以降、
3:22:48	ご説明をさせていただいております、
3:22:52	基本的に既許可で使ってる崩壊熱。
3:22:56	と変わらないという会費コードを回す評価としては変わらない。
3:23:01	というところを書いておまして、ただ
3:23:06	項目のリストの項目。
3:23:08	資源の評価については、
3:23:13	それぞれの
3:23:16	炉心、
3:23:18	実際の炉心、ヨンパチだったり後、今回の防護を想定して評価をすることとします、自分の数字が変わるとい、
3:23:35	規制庁数です。今言われていて、
3:23:45	有効性評価で用いる崩壊熱は、
3:23:49	燃取た個別とか、高燃焼度、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:23:55	そももともと
3:23:59	新機種
3:24:00	限界の新規性基準時に、
3:24:05	ヨンパチだけじゃなくて、
3:24:08	5号も、
3:24:10	ヨンパチプラスMOXも、
3:24:13	全部考慮して、
3:24:14	それに対応した。
3:24:16	共通的な、
3:24:20	崩壊熱曲線のコース。
3:24:22	決めていたので、
3:24:25	そこにおいては今回、
3:24:27	4号の高燃焼度燃料の導入の申請においても、
3:24:34	変えないかは変える必要がないですと、で、
3:24:38	そのあとに説明した。
3:24:40	話は、もう1回お願いします。
3:24:46	九州電力の織田です。資源の評価につきましてはこの資料上は、すいません特に記載はしてないんですが、
3:24:55	このSaエスエー側の方は、各事象で、事象が短期的な事象か長期的な事象かというところでU-コウ5歩。
3:25:06	の崩壊熱を使ってるか、MOXの長期的な需要MOXのが、
3:25:11	崩壊熱が保守的になりますのでそちらを使っているかという、
3:25:14	整理をされておまして、資源の評価については、レスポンスそのSAの評価は3号炉と4号炉共通。
3:25:21	の崩壊熱を使って評価をしている。
3:25:26	資源の評価は、
3:25:30	解析が成り立つかという前提のような確認、
3:25:34	オカになりまして各号炉で、
3:25:38	サンゴであれば、ヨンパチMOX、4号であれば現行はヨンパチの崩壊熱で評価をしている。
3:25:45	いたものになりまして今回5号の崩壊、5号に変わりますので、4号炉については5号で、
3:25:51	どれだけ、
3:25:53	の時間で、
3:25:55	復水タンクが枯渇するかという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:56	そこを確認する観点で崩壊熱と変わっているものになり、
3:25:59	以上です。
3:26:01	村長それでそれは新規制の時ににおいて、
3:26:04	そういう説明資料はある、あるんです。
3:26:07	で、今回それを、
3:26:09	更新しているんです。
3:26:13	九州電力の織田です。新規制のときにはその資源の評価でどのような崩壊熱を使っているかというところまではおそらく説明がないのではないかなと思ひましてタダの考え方としては、新規制の時、
3:26:25	使用した崩壊熱と同じものを、
3:26:28	やっている。
3:26:29	ものになる。
3:26:34	規制庁数です
3:26:41	ん。
3:26:42	まず、資料 1-2 は正確じゃなくって、
3:26:47	資料 1-2 として、
3:26:50	有効性評価を行う上では、
3:26:53	崩壊熱を、
3:26:55	書いてないので、説明がないですよ変えた。
3:27:01	本文 15 年。
3:27:07	で、
3:27:08	その一方で、資源の評価については、
3:27:12	それぞれの、
3:27:14	プラントの、
3:27:16	実際の真雪。
3:27:18	プラントの仕様に基づいた、
3:27:22	熱量、
3:27:24	見えていますね今回変えましたと。
3:27:29	その説明が何かこう、
3:27:33	変更内容のところで言い表せてない。
3:27:36	するんですけど、
3:27:39	九州電力の小田です。こちらの先行内容の資料の 6 ページで書いている安全評価等における炉心に係る条件の変更についてはDBとSAをすべてまとめて書いたような

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:52	デービーとしては炉心崩壊熱を一応変えてますけど結局、赤か炉心崩壊熱も当然変わるんですが、IaaSJ崩壊熱を使うので、
3:28:01	下がりますというその前段の高燃焼度化で、崩壊熱がまず変わりますよという、
3:28:08	ところで、引っかかるかなと。
3:28:10	テーデーエフについては確かに
3:28:13	今回、崩壊熱評価解析コードを使った評価としては変えてませんので、
3:28:18	そこら辺がこの資料だけでは、確かに読み取れない記載になっているのかなと。
3:28:24	思います。
3:28:28	規制庁すぎるまずそこを、
3:28:31	もう一度明確にしてもらいたいなと。
3:28:34	資料 1-2 の方で、
3:28:37	何を変えてる何を変えま書いてないのか必要ないですけど、
3:28:41	何を変えているの。
3:28:44	明確にしてもらって、
3:28:47	その上で、それに対応する説明資料はやっぱり欲しい。
3:28:53	そうしないと、
3:28:55	今回、
3:28:57	等、
3:29:01	本文側は、特段そこが、
3:29:05	さっきの 0.1 時間、
3:29:15	手順表が変わってるわけじゃないんですよね。
3:29:20	九州電力の場合、CN評価はですね本文側には特に書いてなくて、
3:29:26	処理中、
3:29:27	の、
3:29:28	記載エンコーダ家になる。
3:29:33	だから、結局その本文側の手順に影響しない範囲での影響しかないから、
3:29:40	手順が変わらないんで本文が合わないから、
3:29:44	添付書類 10 側の方で、
3:29:47	資源の評価として、
3:29:49	結果だけが変わってますと。
3:29:52	そうすると、
3:29:55	そこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:29:58	評価対象として見るべきものなのか、いや、
3:30:03	本も変わってないんで、
3:30:06	確認するだけなの。
3:30:08	確認するだけにしても申請書で、
3:30:11	変わってるって確認する。
3:30:13	だけじゃなくて、
3:30:15	それが手順に影響しない。
3:30:18	適切な評価になっている。
3:30:20	で、
3:30:22	確認しないことには、手順が変わらないっていうことは、我々審査できないんですよ。
3:30:30	なんで、なぜ 0.1 時間変わってるのかっていう。
3:30:35	その説明がやっぱりどこかに欲しい。
3:30:39	それは当然、
3:30:42	資料 1-2 の方で何を変えているけれども、
3:30:48	そこは、
3:30:50	その点、条文適合としては直接できれば、
3:30:53	ないんですよってところが、
3:30:56	資料 1-1 の方で、
3:30:58	わかるようになってる必要。
3:31:01	ですけど、
3:31:06	九州電力の織田です。資料 1 の条文整理表で書くのは、
3:31:12	そこら辺を明確にさせていただこうかなと。
3:31:15	規制庁スズキすいません情報の整理表はあくまでも、
3:31:19	本、
3:31:20	基準適合のため、
3:31:22	の説明資料、
3:31:25	どこを変えているかっていうことも、
3:31:29	だけなので、
3:31:30	0.1 時間の話は出てこないと。
3:31:34	ただそこを、
3:31:37	変更する必要がないんだっていう、
3:31:40	ところがわかるようにするためにこの一番右側の変更内容、
3:31:45	ひもづいていると思っていて、だから変更内容側の方の説明で、
3:31:50	その辺は明確に何を変更している。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:31:54	てのは明らかにしておかないと。
3:31:58	条文適合としての、
3:32:01	説明に関連するかしないかってところが、
3:32:03	明確にならないかなっていう
3:32:06	ことなので、
3:32:07	と。
3:32:09	資料 1-1 に書いてもらいたいのは、一番右側のところ、
3:32:14	一番右側に、のリンク先、1-2 の方をしっかりちゃんと書いて、
3:32:21	その上で、そこを変えたことについて、
3:32:24	資料 1、1-4 の方で、
3:32:27	し、補足説明資料の方で、
3:32:31	何が変わっ、どう変わったのかってところは、
3:32:34	明確な説明が欲しいという
3:32:39	九州電力の織田です。趣旨は理解いたしました。上部セリフについては、イメージ、
3:32:47	資料 1-2 の変更内容の資料については今ちょっとざっくり書いてるところが
3:32:52	少し、
3:32:53	各、
3:32:55	評価、
3:32:56	何を変えたかっていうのが
3:33:00	ちょっと今代表的な事象を書き書いてあと 1-4 側で、
3:33:05	内容としてはご確認いただけるのかなと思ってはいるんですが、
3:33:11	という趣旨も踏まえてちょっとなどということも、
3:33:14	しているところはあるんですが、
3:33:17	ちょっとこの所、変更内容の資料と 1-4 の資料、
3:33:23	記載を検討させていただければ
3:33:28	資料 1 とニイツ 1-4 の紐付けって今まで特段求めてないんですけど、
3:33:34	なぜかっていうと、
3:33:36	資料 1-2 で、
3:33:38	端的にこういうことを変えました。
3:33:40	て言った時に資料 1-4 見た時に目次見て、ここだねって。
3:33:45	端的に見れるから、
3:33:47	特段紐付けを求めてなかった。
3:33:50	けど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:33:50	資料 1-2 の中で、
3:33:52	何がどう変わってるかっていうところが、
3:33:55	ざくっと書いてあって、
3:33:58	等でそこを読むんですって言われた時に、資料 1-4 でどこ見たらいいかわかんなくて、
3:34:04	結局何審査してるのか何か確認したのかわかんない。
3:34:09	資料 1-2 の方を、もし何かザクツというふうにしたいのであれば、
3:34:15	資料 1-4 との紐付け、
3:34:18	が必要になってくるし、
3:34:19	資料 1-2 の方でBCと明確にこれ書いたんですって。
3:34:25	上がってるのであれば、
3:34:26	その
3:34:27	ところを資料 1-4 で、
3:34:30	見ていけば後で、
3:34:33	口にするかなんですけど、
3:34:35	私は後者の方が、
3:34:38	いいか。
3:34:40	資料 1-2 は、
3:34:42	もうとにかくポータル、
3:34:45	入口です。
3:34:47	ここにすべての入口が備わってます。
3:34:51	その方が明確かなっていう
3:34:57	九州電力の織田です。資料 1-2 側で変更している。
3:35:03	条件、すべて、
3:35:05	明確。
3:35:07	動くて欲しいっていうか、
3:35:11	なるべくそうしてもらいたいんで、
3:35:14	規制庁スズキでそれで
3:35:17	細かすぎて書けないんだったら、
3:35:20	部分的に何か 1-4 飛ばすようなリンクを貼ってもいいですけど、
3:35:24	あそこは任せますけど、
3:35:25	なるべく 1-2 を見て、ここがあったのねっていうのが、
3:35:30	わかりやすくなってる方が後々見る人は、
3:35:33	理解しやすいかなと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:35:37	九州電力の小田です。1-4 側の資料の 13 条とか 37 条で変更の内容 ってというのは、
3:35:46	それぞれの資料の頭の方でまとめているところ
3:35:50	どちらに飛ばすか、こちら資料 1-2 側で全部書くかというところはちよ っと 1 回検討させていただき
3:35:56	ご回答させていただければ。
3:35:58	はい、規制庁。
3:36:01	では続けて、
3:36:05	33 に行きますけれども、ここについても、
3:36:13	さっき言った括弧書きのところを資料 1-1 側の方で明確にしといてくだ さいねっていただけですのでそこはお願いしますという、
3:36:23	それから、
3:36:28	続いて、
3:36:30	30、
3:36:32	5 ですけども、
3:36:36	これ
3:36:45	実際の申請書を見た方が、
3:36:48	わかりやすいので、申請書で言う、
3:36:52	今日、
3:37:24	57 ページですね。
3:37:39	57 ページの
3:37:45	ここで結論として書いてあるのは、
3:37:51	使用済み燃料ピット。
3:37:54	の、
3:37:57	水面の線量率が、
3:38:03	0.15mSv場合に相当する水位まで低下するのに要する時間、
3:38:08	ここが、
3:38:09	今回変更になっている。
3:38:11	それから、
3:38:13	そこから 2C6 行下のところの、
3:38:20	想定。
3:38:23	想定時、
3:38:26	これ。
3:38:27	機構、
3:38:32	ミイかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:38:38	どっちも同じかな。1も2も同じかな、実効増倍率がコンマ939。
3:38:43	ですっていう人確保できますっていうところを、
3:38:47	が載ってるんですけど。
3:38:51	例が、
3:38:53	会社、
3:38:54	解釈3、37条の解釈3の、
3:38:58	2とBとCに相当する。
3:39:01	ところですけども、
3:39:04	今回、水位が低下するに要する時間が、
3:39:08	厳しくなる。
3:39:11	そして、
3:39:13	評価結果を変えているんですけども、
3:39:17	実効増倍率は逆に楽になって、
3:39:23	ここで、先ほども本文15って代表的なものを、
3:39:27	書いてますみたいな話だったんですけど、
3:39:36	何をもって代表なのか。
3:39:39	推定かを、
3:39:41	が早くなる。
3:39:43	ていうところを代表として選んでくる要素としているのか。
3:39:47	実効増倍率IIが、
3:39:50	低い方高い方、
3:39:52	ていうので、
3:39:53	高い方を、
3:39:54	代表として選んでくるのか。
3:39:57	ちょっとこの、
3:39:59	選び方がよくわからない。
3:40:03	で、さっきの、
3:40:04	C、DのCvのところなんかは、
3:40:07	それぞれ何か厳しいものを組み合わせみたいな話になってるし、
3:40:12	有効性のところは、
3:40:15	どういう。
3:40:16	選び方をしているのか。
3:40:19	ちょっと素行が何か説明できるんだ
3:40:26	九州電力の織田です。
3:40:29	有効性緩和、厳しい結果、厳しいほうの結果を載せているという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:34	ところでして、
3:40:36	この余裕時間エミりんかい線についてもどちらも今回 4 号炉 5、
3:40:42	導入後の方からも 3 号炉、厳しい。
3:40:45	結果になっている。
3:40:48	厳しい 4 号側の結果を記載している。
3:40:51	そういうものになる。
3:40:54	規制庁鈴木です
3:40:56	3 号と 4 号どっちの結果で使っていじゃなくて、
3:41:02	既許可から、
3:41:04	変更していますということなんですけど。
3:41:10	水位低下については、
3:41:12	厳しい結果を載せている。
3:41:16	で、それで厳しくなったんで、
3:41:19	変えました。
3:41:21	でも、
3:41:22	事故の場合図は、
3:41:23	私高麗 95 幾つとかってのは、
3:41:29	それを旧三級に変えました。
3:41:33	衛藤。
3:41:34	これどっちが厳しい厳しくないとかって、
3:41:38	そういう話ではない。
3:41:42	単純に変えた変えただけです。
3:41:46	九州電力のオーダーです。そうですね。単純に変えただけになりますU 字管については、
3:41:57	シューズ燃料ピットの崩壊熱が上がったんで 4 時間短くなっていて 4 日 から 1. 3 日に変わっていて、
3:42:04	未臨界性評価についてはコメントの 36 番で、後程あるかもしれませんが が評価方法も変わっていることもありまして、数字としては、
3:42:13	確かに楽になっている数字になりますけど、
3:42:17	表現上の
3:42:22	他の既設プラントとかの評価。
3:42:25	踏まえて、
3:42:28	見直した評価結果に、
3:42:29	今回その適正化、
3:42:33	評価結果、評価方法も見直した結果を記載している。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:42:39	九州電力の武智さんと補足させていただきますけれども、今織田が申し上げました通り想定事故 1、
3:42:46	についてアノちいのコメントでも出てきますけれども今回SCALEルーコードを用いて評価に直しておりますその影響で
3:42:54	既許可の 4 号機の評価結果 0.966 から 0.939 にちょっと下がる結果となっているんですけども、3 号機と比べた場合にはこちらの 0.939 は一番厳しい評価となっているものになり、
3:43:08	以上です。
3:43:12	規制庁鈴木です
3:43:16	そこはちょっと詳細に今後見ていきたいと思ってるんですけど、
3:43:26	3 号側の、何でしたっけ。
3:43:30	スケールじゃなくてひどい。
3:43:32	はいどらでした。はい。はいどら。
3:43:35	とスケールで、そもそも評価結果違うんです。
3:43:40	て言ったときに、
3:43:42	サンゴ側の実効増倍率って、
3:43:46	ハイドラからスケールに変えた評価っていう、あるわけじゃない
3:43:49	九州電力です。
3:43:51	3 号機側ですね新規制をリラッキング申請しておりますしてリラッキングの時に想定事故 1 も含めてSCALEコードに直しておりますので、
3:44:01	サンゴ側もつけることの評価に、今回 4 号と同様の評価になります。
3:44:06	規制庁都築ですそうすると、リラッキングの時の評価でこれより楽な結果になってる。
3:44:17	です。その通りでございます。
3:44:28	規制庁するんですちょっと、
3:44:31	このハイドラとスケールを、
3:44:34	変えたから楽になりましたってちょっと意味がよくわからない。
3:44:38	そこは今後確認をしていきたい。
3:44:40	けど、
3:44:45	いや、条件設定が厳しかったから楽なる。
3:44:48	たのか、それとも、
3:44:52	解析コードが違うんで楽になったのか。
3:44:55	後者だとすると何かそもそも根本的に何を見なきゃいけない。
3:45:01	ちょっとその辺を詳しく今後見ていきたいと思っておりますけど。
3:45:07	今、補足説明の方で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:45:10	その辺って何か説明はい。
3:45:15	九州電力タケツグでちょっと遅く数名の方は、
3:45:18	確認します。今すぐにいえることとしては、
3:45:23	コードを変えたことによって計算体系の方も変更となっております、ハイドらの方は無限体系で、
3:45:35	評価するノダ引きつけることの方をさ有限体系で評価してるというところで、
3:45:40	評価結果は楽になったという部分が、
3:45:59	規制庁スズキです。
3:46:02	いや、
3:46:03	それがやっぱりよくわかんない。
3:46:05	で、
3:46:09	ピットが水で満たされてる条件において、
3:46:14	これ何団体、
3:46:16	の楽かわかんないんですけど。
3:46:19	5体10体のラックじゃないので、
3:46:22	数百体或いは船体と。
3:46:29	ピットからの中性子の漏えいなんて、
3:46:32	関係ない。
3:46:35	無限体系だろうが有限た
3:46:37	だって、
3:46:39	自分で発生した中世日が、
3:46:44	ラックの隅から隅まで、
3:46:46	届くわけないですから、
3:46:48	水で満たされる時には、
3:46:50	自分自身で消費するか。
3:46:53	せいぜい隣のラックに到達するぐらいですよ。
3:46:59	そこで日土らとスケールでそれだけ違いますっていう、よくわかんない。
3:47:04	ので、ちょっと今後、
3:47:06	詳細に見てきますんで、ここの、
3:47:09	ナンバー
3:47:12	35についてもそれを一応確認してからもう一度改めて、
3:47:17	見てみたいと思います。とつ次の
3:47:23	ナンバー36、まさにSCALEコードの話なんですけど、
3:47:30	新規制の時にSCALEコードを使わなくて、今回使っている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:47:36	理由がちょっとよくわからなくて、
3:47:39	そこは説明できます。九州電力普通です。新規制の際には新鮮さに新たに表、ご説明する。
3:47:51	必要が生じた内容、想定事故 1 における臨界性評価がありますけれどもそちらの評価につきましては許可の
3:48:01	デービー側の 16 条以外は言う 16 条は野瀬。
3:48:05	事例における評価ですね。
3:48:08	における結果を流用できたので、新しく評価を行わずにそのまま過去の評価結果でご説明をしております。
3:48:17	一般申請時にもう一つ新たにご説明した内容として大規模漏えい時の未臨界性評価というものがありますが、こちらにつきましては従来評価していなかった低い水密度の、
3:48:30	領域での評価をやタに実施する必要があるまして、その際には
3:48:37	今、未臨界性評価の主流であるモンテカルロ計算コードのSCALEコードを用いて解析をしておりますと。
3:48:45	その後当社で臨界性評価を実施する際は統一的にSCALEコードを用いることとしておりまして、
3:48:54	申請後に設定した 3 号機のリラッキングでの評価におきましても、統一的にしているコードを用いて解析をしております。
3:49:04	この中で今回 4 号炉におきましてもつけることで評価しているものになります。
3:49:09	以上です。
3:49:13	ちょスズキです。
3:49:16	16 条の評価を、
3:49:19	利用できなかつたら、改めて評価する。
3:49:23	それを理解したんですけど、
3:49:26	それを評価するときには、
3:49:28	スケールを使いますという理由がやっぱりちょっとよくわからなくて、
3:49:33	なぜスケールニシナしなきゃいけなかった。
3:49:39	さっき言った 54 条 2 項の、
3:49:41	大規模漏えいのところは、地形、日土ら、ハイドらでは、
3:49:46	何か模擬できないとか、扱えない状況ですっていうんだったら
3:49:50	スケールでやるしかないかなっていう気がするんですけど、今ここ想定事故 12 のところなんで、
3:49:57	日本中六条側と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:59	同じだと思ってて、
3:50:01	今回、
3:50:02	16 条側もスケールにしたってこないだなんか見てて、
3:50:07	けど、
3:50:08	なぜそこもまで含めて、スケールにする。
3:50:12	よくわかんない。
3:50:15	単純に新しいコードを使い、使いたいからですっていう。
3:50:20	だけのような、
3:50:23	して行って、
3:50:24	もしそうするのであれば、
3:50:27	評価手法、
3:50:28	実効増倍率として、
3:50:31	んな、どの辺りになるかって評価手法を、
3:50:35	どう考えて、
3:50:36	そこが、
3:50:39	適切な評価方法であるってことを説明できるからこそ、SCALEコードに変えて、実際低くなっちゃいましたと。
3:50:47	いうんだったらそれはわかるんですけど、
3:50:50	解析コードを変えたんです。
3:50:53	低くなるようなものを選んできただけじゃないですかって聞こえるんですよ。
3:51:04	いやなやっぱりそれぞれの解析コードの特性があって、それで考慮しなきゃいけない。
3:51:12	不確かさがあって、
3:51:15	これを不確かさというか不確定性という
3:51:19	けど、
3:51:20	それ、その
3:51:21	不確かさの評価の仕方があって、取り込み方があって、
3:51:26	こういう評価を、評価体系で、評価方法で評価する、するからこそ最終的には、
3:51:33	それで判断基準と照らし合わせて、
3:51:38	判断基準もね、何をもって離れて、
3:51:41	火、
3:51:43	そそこをちゃんと比較すればいいんですっていう話になって初めて、適切な評価

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:51:48	適切な結果になってるねっていう
3:51:51	ですけど。
3:51:52	その説明がないまま、
3:51:55	先ほど言ったように、無限体系から有限体系に変えました。
3:52:00	ちょっとなんか、何やってる
3:52:06	警視兼九州電力のタケツグです。今おっしゃってるのはハイドナカ。
3:52:12	スケールに変えたことによってまず経営の方が、
3:52:15	臨界性評価として適切な、こうであるというところの説明ができれば
3:52:22	いいかと思うんですが現在そういう説明がないので、何かね。
3:52:29	ケール行動し得ることの適切性というところを、
3:52:36	ご説明する必要があるのかなと。
3:52:38	理解をいたしました現在、SCALEコードを、想定事故 12 を実施をすることについて玄海 34、許可で実績があるものですね許可でも、
3:52:48	既許可の説明内容も含めて確認をさせていただければと思います。
3:52:54	規制庁鈴木です。どちらも適切なはずなんですよ。
3:53:00	適切だから使ってた。
3:53:02	だけど、じゃあ、
3:53:05	リラッキングの時には、ある目的があって、
3:53:10	スケールを使わざるをえないもしくは使うことに変えますと言ったとしたら、
3:53:14	当然ハイドラでも適切だったけど、
3:53:17	スケールでも当然適切なんですって説明があったからこそ、
3:53:22	スケールの結果をもって、
3:53:24	許可されたんですね夜勤。
3:53:27	当然、リラッキングの説明資料にはそれが入ってるってこと。
3:53:35	いや、それであれば別に私リラッキングの資料に行って確認すればいいだけなんですけど。
3:53:44	九州電力の風間でございます。今の資料の件ですけどリラッキングの資料を、の中に、
3:53:50	それが適切だっていうのは強いが、資料としてですね。
3:53:55	具体的に残されてるかっていうところはですね、ちょっと当時李薬品を担当したものがこの場にちょっとイマイけませんので、ちょっと当社でも確認をさせていただきたいと思いますその上で
3:54:07	そんな内容があればですね、この資料ですというふうにお知らせしたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:54:13	多分、スケール、先ほど、
3:54:17	無限から有限体系に変えたっていう話がありましたけど、
3:54:21	詳細をちょっと確認させていただきますけど、ハイdraーからスケールに変えることによってですねおそらく
3:54:31	無限から有限にするってことはおそらく評価としては、より精緻化されるものかなとちょっと考えております。以上でございます。
3:54:42	規制庁鈴木です。
3:54:43	多分、
3:54:44	あんまり政治家になってないと思って何が政治家になってるのかよくわかんないので、
3:54:50	中生体系からの中性子の漏れっていう観点で、
3:54:55	参事無限はもうまず漏れがなし。
3:54:58	なんで、
3:55:00	3次元にして、漏れが、適切に扱うようにしました。
3:55:04	だとしても、
3:55:06	ピットの壁面に近いところ、
3:55:11	のラック、例えば厚さとして2、3ラックぐらいです。
3:55:16	があったとしてもそこから漏れる程度で、
3:55:19	1トンを中心がなんて漏れないですよ。
3:55:22	漏れる前に使われるか、減速しちゃう。
3:55:27	で、一方で、
3:55:30	大規模な炉漏えいの話、50条2項の話は、
3:55:34	相当希薄になる可能性がある。
3:55:37	要するに、ボイドになる可能性があるなのでそのボイドをどう適切に扱うかって議論があって、
3:55:43	はいどらではそこが、
3:55:45	扱えません。なんでスケールでやりましたっていうのは理解できるんですよ。
3:55:52	いやそそういう説明だったら50年以降はそうですねっていうだけで、
3:55:56	50条1項を再度radスケールで書いてある結果違います。つけるのがなくなりました。ちょっと意味わかんないので、
3:56:03	ちゃんと確認したいって。
3:56:06	それをリラッキングの方で何か説明資料があるんだったら見えますけど、
3:56:10	もしないんだったら、ちょっとその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:56:14	ハイドラ。
3:56:15	と、
3:56:17	スケールの参考資料ってこれ、今、引用文献としてあるんですけど。
3:56:24	それがあるんであればまずそれを見ますので、
3:56:27	ちょっとそれを教えてもらえればいいんですけど。
3:56:34	九州電力のタケツグでも入っとる態度スケールの参考資料につきましてちょっと今あるかどうか確認させていただきたいのでこれにつきましては
3:56:45	10回避や資料提出時ではなく、ちょっとわかり次第すぐにお伝えするというので、
3:56:51	はい規制庁スズキそれをお願いします。
3:56:55	続いて、
3:56:58	ナンバー38ですけど、
3:57:02	これは停止時の話で、
3:57:07	ホウ酸タンクの濃度を、
3:57:12	4号のほう素濃度を、
3:57:16	サンゴと合わせましたっていう。
3:57:19	ところなんですけれども、
3:57:21	これ
3:57:24	まずそもそもなんで、
3:57:26	サンゴに合わせなきゃいけなかったかっていうところがよくわからなくて、
3:57:31	まずそこから説明してもらいたいんですけども、もともと、
3:57:36	ホウ酸タンク共用のものはあって、
3:57:40	3号のMOX混在のときに、
3:57:43	必要な濃度を上げてるんですよ。
3:57:46	で、
3:57:47	3号として必要な農道に、
3:57:50	共用のホウ酸タンクはなっていて、濃度が
3:57:54	今回、4号としてはそこまでの濃度は本来必要ないんですけど、
3:57:59	共用のホウ酸タンクを使っているんで、
3:58:03	3号と同じに、4号側もしますっていうところが、
3:58:08	もともとだって調整してたん。
3:58:11	なんで金会長、
3:58:18	あそこを聞きたいんですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:58:20	九州電力の織田です。ホウ酸タンクではなくておそらく中積み燃料取替用水タンクとピットのお話から、
3:58:31	阿保保守管理補助タンクは共用で、
3:58:34	燃料取りかえ、
3:58:37	用水タンクとピットがそれぞれの現行では、放送部が設定されて、
3:58:42	設備上の現 4 サンゴが 3104 号が 2500。
3:58:48	その設定をされているかと思ひます今回燃料取替用水ピットですね 4 号炉の数字が、
3:58:56	3 号炉に合わせて 3100 にしますというところは、各設計の
3:59:01	ヒアリングとか、
3:59:04	ご説明させていただいているかと思ひますがそちらの設備側の数字が変わりましたので、それを、
3:59:11	初期条件として、こちらの評価にも反映しているというものに、
3:59:15	以上です。
3:59:16	規制庁鈴木です。まず、4 号として必要な、
3:59:22	ほう素濃度って、
3:59:24	3100 もいらないうて、資料 1-2 に書いてありますよね。
3:59:31	それを上げる、でも上げる必要ありますと。
3:59:34	こうね処分すること。
3:59:39	それは当然です。
3:59:41	だけど、
3:59:42	なぜそこを一気に、
3:59:44	器用な濃度まで上げるんじゃなくて、
3:59:48	共用のホウ酸タンクと同じ濃度にしちゃうのかがよくわかる
3:59:52	もともとだって共用のホウ酸タンクは、
3:59:55	4 号のピットよりかっこいいもの入って、
3:59:58	こういうものを、
4:00:00	進めてたわけですよピット側で。
4:00:07	それを薄めてないんですか。
4:00:11	九州電力勝でございます。
4:00:16	3 号のほう素濃度と合わせてるのは、燃料取替用水補助タンク、燃料取替用水関係 3100ppmの部分になりましてホウ酸タンクにつきましては共用はないんですけれども、
4:00:30	こちらは 3 号炉送るときに上げたというものではなくてもともと今 7000ppmですかね、で運用してるものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:00:43	規制庁ツールでそうすると、
4:00:46	3号の、
4:00:50	燃料取替用水タンク、
4:00:56	と。
4:00:57	4号の燃料取替用水ピットっていうのは、
4:01:02	共用のホウ酸タンク、濃いやつから、
4:01:06	薄めて、
4:01:09	いるってことなんで、
4:01:11	どっちも。
4:01:19	藤さん。
4:01:24	システムとしてホウ酸タンクと燃料取替用水イケダ別なシステムというところで進めてるとかいう、
4:01:32	この
4:01:34	3番からは、
4:01:36	後半、ちょっとお待ちください。
4:01:45	規制庁スズキモンマあんまりそこは重要じゃないので、先に
4:01:50	直接的に聞きますけど、
4:01:52	まず、
4:01:53	3号の、
4:01:55	燃料取替用水タンクが3100になってます。これは必要だから3100になる。
4:02:01	必要な濃度として、
4:02:03	3100にしてますよね。で、
4:02:05	今回4号は、現状、
4:02:09	燃料取替用水ピットは2500ppmだったのを、
4:02:13	高燃焼に合わせる。
4:02:16	ために2700にすればいい。
4:02:18	なってるけどそれをあえて3100にしてるわけですよ。
4:02:21	その理由が何なんですか。
4:02:27	九州電力のタケツグでございます。県、
4:02:32	在の
4:02:38	3現在の運用の3100ppmに合わせて今回申請のタイミングで、申請者側も3000ppmに合わせたというのは、
4:02:49	土肥でございます。
4:02:53	社長それでそこは必要濃度ではなくって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:02:57	エリアと決めるだけだ。
4:03:02	九州電力のタケツグでございます。Aは必要濃度ではないのは、そうでございます、実際の濃度に合わせたという、
4:03:12	ことです。
4:03:13	規制庁スズエそうするとじゃあもともと何で 2500 だ。
4:03:24	九州電力の武智でございます。もともと、
4:03:32	34534 号炉ともに 1500 であったのをボックスの通り野地土岐に 3 号炉につきましては 3100ppmに、
4:03:40	3100ppm必要だったので申請書としても 300ppmに合わせたと。
4:03:45	4 号につきましては当間 4 号側の申請ではなかったのも申請主査は変更しなかったんですけど、燃料、4 号炉として必要なほう素濃度者変更がなかったのも申請書自体は変更なかったんですけども、
4:03:58	運用としましてはサンゴのほう素濃度に合わせて運用さんは、安全側というところで、
4:04:09	2500ppm以上あれば、
4:04:13	ホソノ。問題ございませんので 3100ppmで運用してございましたと。
4:04:18	今回午後燃料を入れたタイミングでほう素濃度につきましても実際の 3100ppmに合わせたというところでございます。
4:04:27	規制庁杉です。なぜ 453100 にすると運用が楽になるのかよくわから
4:04:33	ん。先ほど予算 5 と 4 号何も設備として関連がないですって説明ありましたよね。
4:04:43	使い回すことも当然ないですよ。休止前にフナダカセでございます。ホウ酸タンクにつきましては共用とはしていないんですけども、燃料取替用水補助タンクの方を、
4:04:54	3100 ページ、こちらタンクの方を共用化しております補助タンクの方、3 号炉MOX、
4:05:01	に必要な 3100ppmにする必要がありますので、その燃料取替用水補助タンクに係る系統の 4 号炉側も 3100ppmで運用していると。
4:05:14	いうところでございます。
4:05:16	規制庁それでだから、補助タンクは共用してて、それ何のために共有してる。
4:05:22	補助タンク、
4:05:23	これ、
4:05:24	安全施設ですか。
4:05:26	それとも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:05:35	九州電力のタケツグでございますがね、燃料取りかえのためのチャンネルの水張りのために共用しているものです。
4:05:44	規制庁沿いだから、同じもん濃度にしとかないと。
4:05:48	駄目だ、って言って、これまで4行動してた。
4:05:53	濃いやつを使った。はい。これまでの4号側につきましても3100ppmで運用してございました。
4:06:03	あれこれ、
4:06:05	本文事項じゃないんだ。
4:06:12	燃料取替用水タンクピットの濃度って、
4:06:18	本文には載ってないので、そこは運用次第、九州電力のタケツグでございます
4:06:26	本文には記載があるんです2500ppm以上という記載をしてたとして認識しております
4:06:34	よほど高い方が当然ミキ委員会と
4:06:41	反応度するためには安全側ですので、2500以上高い濃度で運用してたというところで、本文の変更点には当たらないという考えております。
4:06:52	規制庁鈴木ですわかりました。
4:06:56	そうすると、
4:07:01	今回、
4:07:07	運転員操作の時間、ナンバー40に行きますけど、
4:07:11	運転操作の時間余裕を、
4:07:15	ほう素濃度あげたから延ばしましたよね。
4:07:18	そこは新規制のときには3100でやってない。
4:07:25	九州電力の織田です。はいおっしゃる通りで、新規制の時には、設備運用上ではなくアノ説B。
4:07:34	設計側の2500を使って、評価をして、
4:07:45	九州電力の織田です。セッチュウカ設置許可申請書上の記載で2500という設備設計になっております。設置許可の評価としては2500というものになる。
4:07:58	規制庁鈴木です。そう。それを踏まえた上で、
4:08:02	ナンバー39について聞きたいんですけど。
4:08:07	今回、
4:08:11	37条4項の、
4:08:15	事象として、純水を間違っ入れた時の、
4:08:21	希釈。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:08:23	による、
4:08:25	評価を、
4:08:27	書いてるんですけど、これ
4:08:29	さっきの運転員操作時間余裕っていうのは、
4:08:34	わかったんですけど、
4:08:35	その純水を入れていったときの、
4:08:40	反応度の入り方っていうのは、
4:08:44	2500 から進めていった場合と、
4:08:48	3100 から薄めていった場合とで、
4:08:53	薄める。
4:08:54	純水の流量は同じなんですけど、
4:08:57	反応度としての入り方は、
4:09:00	看板になるんです。
4:09:03	急にならないんですか。
4:09:18	資料 1-4 に、
4:09:20	庄野
4:09:21	説明がありました。
4:09:35	資料 1-4 で言います評価結果今回 1085 ページの方に、
4:09:40	書いており、
4:09:42	次のページ 1000
4:09:43	86 ページに、
4:09:46	時間、
4:09:47	評価方法は、
4:09:49	書いておりました、
4:10:12	事象発生から警報発信までの時間と、
4:10:17	今日は瞬間臨界までの時間。
4:10:21	その評価。
4:10:23	時間が書いておりますので時間としては、
4:10:27	結果的 2、
4:10:31	警報発信から臨界までの時間という伸びる結果
4:10:35	いや、時間の話はいいんですけど、
4:10:38	取得演算なので、
4:10:41	同じように、同じ流量も純粹で、
4:10:46	薄めていくことを想定するわけですよね。スタートが 2500 の場合と 3100 の場合があって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:10:52	そのときに、反応度の入り方は、
4:10:55	どっちが、
4:10:56	緩慢なんで、
4:11:01	スタートの濃度が違ったとしても同じなんですか。
4:11:21	ちょっとあの紙、すいません九州電力の
4:11:24	回答ではないかもしれない。
4:11:26	けど真野記者記者区長としては当然濃度の濃い方が、ほう素の希釈率 っていうアノスピード自体は早くなりまして、で、
4:11:35	トレイト後はほう素価値、
4:11:39	を掛けた兼ね合いになるのかなというところまで、
4:11:47	そうっすね。今すぐにどちらが、
4:11:51	緩慢かどうかということが明確にお答えできる
4:11:56	ある地点でのどちらが、
4:11:59	反応度として入っているか。
4:12:01	比べるところにもよるかもしれない
4:12:04	刑法。
4:12:04	の時点なのか。
4:12:06	委員会の時点なのか。
4:12:10	改善
4:12:12	は、素行を考えた上で、
4:12:16	それでも3100の方が好ましいっていう、
4:12:20	ことであれば、
4:12:22	いや、それはだってもう、じゃあ何でもとも新規制の時にそういう評価 してなかったんですかって。
4:12:27	話になるし、
4:12:33	ちょっとそこが、新規制の時は
4:12:36	申請書の基礎、本文記載が2500だったから、
4:12:39	2500でやってましたってそれは何か、ああそうかなと思ったんですけ ど。
4:12:44	いや、もっと3100からスタートした方が、実は、
4:12:49	反応度の入り方としては厳しいんですっていうのであれば、
4:12:54	その側面で、新規制の時になぜ、
4:12:57	実態としてはそういう運用してたはずなのに、
4:13:00	そういう評価をしなかったのかがちょっとよくわかる。
4:13:05	その評価自体が全然別に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:13:08	大したことない評価だから、
4:13:11	反応度の入り方が緩慢だろうが、九州だろうがどっちだっていいですっていう、あとは時間の問題だけをし、
4:13:18	ターゲットにしましたっていう話だったらそうなのかもしれないし、
4:13:23	ちょっとその辺がよくわかんないので、まず、
4:13:26	新規制のときに、何をどう思って、どうしたか、それは今現在においてもそれが有効であるのかどうか。
4:13:34	それも、
4:13:35	物理学的な意味と、
4:13:37	手順の時間余裕っていうか、
4:13:41	物理学で炉物理学的な意味っていうのと、
4:13:46	時間余裕っていう観点で、
4:13:49	どっち 3100 で見見てたほうがいいのかさ、2500 で見た方がいいのか。
4:13:55	そこはちょっと明確にしてもらいたいんですけど。
4:13:59	九州電力の織田です既許可の評価としましては、設置許可申請書上は 2500 以上なので 3100 で運営しますけどそれより低い。
4:14:10	濃度になることも
4:14:12	可能な申請書となって、
4:14:15	どちらが厳しいかという観点でいうと、
4:14:17	2500 の方が厳しくなってる。
4:14:20	何でかっていうと警報の設定点について、
4:14:24	中性子原料中性、
4:14:28	資料 1-4。
4:14:29	1086 ページ。
4:14:32	ごめんなさい。1086 ページ。
4:14:35	下の方にポツ、
4:14:36	書いて、
4:14:38	基本は減って点が、炉停止時の中性子束レベルの 0.8 デカード way にしてる。
4:14:45	ところもありまして、
4:14:48	9、
4:14:49	この傾向設定点も変わってきます。会社の書記ほう素濃度。
4:14:54	臨界放送の
4:14:58	おりますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:15:00	それを踏まえて、どちらが保守的かっていうことを踏まえると低いほう素濃度の方が、
4:15:07	保守的、
4:15:08	手のところもありますので、
4:15:11	既許可ではそのような評価を、
4:15:13	で、今回は 3100 という縛りが、設備側でしているので、3100 以下にはなりませんサノ 100 で評価をしているものになる
4:15:30	今の説明だと、
4:15:38	2500 じゃなくて仮に 1700 人。
4:15:42	したときよりも 3100 の方が、
4:15:49	警報発信時、
4:15:51	警報発生が厳しいってことを言われた。
4:15:57	それとも警報発信は別に楽になるけど、いや 3100 で縛ったから、
4:16:01	もうそれで、
4:16:02	3100 でいいじゃないですかっていうこと。
4:16:07	余裕時間は伸びるのはわかってる。
4:16:13	警報発信の、
4:16:15	ほう素濃度がどれぐらいになるかという観点で 1087 ページの、
4:16:22	上の方に書いてあると。
4:16:25	3 ポツの一つ前の動きを、
4:16:28	でも、
4:16:29	こちらの 3100、
4:16:31	例えば 2700 という数字になりますと、
4:16:36	第 2 項目が、
4:16:38	小さい
4:16:43	ホース。
4:16:44	が出る時間としては、
4:16:50	すいません少々ですけど。
4:18:35	九州電力の織田です。
4:18:38	3100 と書いてるところの数字が、
4:18:41	低い方が、警報設定法の
4:18:45	発進時の放送部が低くなりますので、
4:18:49	濃度として低い方が、
4:18:52	U字管側としては短くなる。
4:18:54	うん。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:18:58	3100 に上げると、その分警報発信が早くなりますので、余裕時間としては増える。
4:19:20	ここの分母は変わらない。
4:19:24	九州電力。
4:19:26	このような、
4:19:38	だから結果的に 3100 にした方が楽になります。
4:19:44	そういうこと。
4:19:46	もう言いたい。
4:19:47	九州電力も生まれ、
4:19:49	もうその通り。
4:19:54	それを楽にするために 3100 にしたわけじゃなくって、単に設備側で、
4:20:00	3100 って決めたから、
4:20:03	これだけ。
4:20:05	九州電力の宇田ですね、その通りでして、2500 から 3100 キクカワどっちを取るかっていうと 2500 の方が厳しい評価になりますので、
4:20:16	低いほう素濃度設定で評価をした。
4:20:19	今回は 3100 で縛りができたのもう 3100、
4:20:23	評価をしたのに、
4:20:25	結果としては楽になるような
4:20:40	形。
4:20:43	社協の申請庄野。
4:20:48	19 ページ。
4:20:50	のほう素濃度の、
4:20:53	3100 以上ってご令和。
4:20:56	SAとして書いてある
4:20:59	んですよね。
4:21:03	DBとして、
4:21:06	16 条側として特段それを持った、16 じゃなくて、19 条とか 13 条側として、
4:21:15	それを求める。
4:21:17	ごめんなさい、10、25 条。
4:21:19	25 条として、それを求めるっていうわけではない。
4:21:26	SAとして 3100 以上に決めましたって、
4:21:30	ここの 30、19 ページ、申請書 19 ページでは言っている。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:22:00	九州電力のタケツグでございます今、お示しいただいたところは非常用炉心冷却脚常用冷却設備の非常用炉心冷却設備の
4:22:10	高圧注入系のところ、
4:22:12	燃料取替用水ピットの濃度を示しているところかと思えますけども、これにつきましてはホアシ趣旨を燃料取替用水ピットコアチームケア中継とあとSs-Dと兼用しておりますので、
4:22:27	これにつきましてはSA設備だけじゃなくてB設置にも該当するのではないかと考えております。以上です。
4:22:41	規制庁スズエスズキそうするとここは、
4:22:44	25条として、
4:22:47	25条の、
4:23:02	25条2項の、
4:23:08	4号か。
4:23:09	4号として、
4:23:12	3100を決めたと。
4:23:24	ということで、
4:23:28	そこは25条側の説明で、
4:23:31	3100とする説明があるはず。
4:23:36	九州電力タケツグ
4:23:41	そうですね25条につきましては、設計ヒアリングの方で
4:23:49	見ていただいているところかと思えますけどもまず、
4:23:55	で、
4:23:56	前回の各席でヒアリングをしようとしても
4:24:01	25条の資料として3000ppmとした根拠という資料。
4:24:05	ぜひさせていただいて、
4:24:07	高と思います。
4:24:14	イセ様子ですわかりましたそこは。
4:24:17	25条側でもう1回確認します。それから、
4:24:22	37条としては、
4:24:24	25条まで決めた。
4:24:27	その方が3100にしたっていうところ。
4:24:30	の方が、
4:24:32	運転上の余裕もできるし、
4:24:36	警報設定という観点からも、余裕が生まれるので、
4:24:40	こちらの方が好ましいでしょうと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:24:44	いう結果になってるっていう。
4:24:47	そうですね。
4:24:49	2500 とか 2700 よりかは、
4:24:52	こっちの方が余裕が生まれていますと、そういうことを説明されてるっていう
4:24:57	ことでよろしいですね。
4:25:03	九州電力の野田です。アノ5 ニシノ機能通りです。
4:25:13	はい、規制庁スズキで説明は理解しました。今後もう少し、
4:25:18	25 条側の方で確認をしていって、こちらに繋がるということを見て、
4:25:26	規制庁側から確認したこと以上ですんで 37 条として、
4:25:31	お答えをする内容を、
4:25:35	九州電力の方から、
4:25:37	説明をお願いします。
4:25:41	はい。少々お待ちください。
4:26:14	はい。では九州電力のノダで 30 番以降のコメン等、
4:26:20	ご確認
4:26:21	います。ナンバー30 と 32 と 37。
4:26:26	こちらには、については条文整理表に想定する事故シーケンスグループと変更がないことを追記させていただきます。
4:26:33	No.31 につきましては、
4:26:36	こちら資源の評価関係の内容になりますけど、ホシノ崩壊熱が要因でして、こちら、条文整理表についてさせていただきます。
4:26:44	ゆ、あと有効性評価。
4:26:47	では他に関わってなくて資源の評価で個別に設定しているというところもありますので、アベ崩壊熱を設定しているのが、
4:26:55	資料 1-2 ではちょっと確認できないというところで、
4:26:59	資料 1-2 についても記載を検討させていただきますして資料 1-4 についても、そのひもずキーを、
4:27:08	スゲノイシイを市野に全部拡大というところで何を変えたかというのが、崩壊熱以外も含めてわかるように、コメント 33 も共通ですけど、
4:27:19	この 33 カノウ、
4:27:21	Cs放出量の条件のお話だと思いますけど、
4:27:26	記載、検討させていただきます。
4:27:29	コメント 36 は灰皿とSCALEコードの探傷資料を示すことということで、これ、コメント回答ではなくて先に、わかり次第、ご連絡

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:27:41	ものになります。以上になります。
4:27:53	規制庁スベン私からはユリ四方増井先生よろしいですね。
4:27:57	じゃあ、これで記録します。
4:28:32	規制庁鈴木です。長くなりましたけれども、本日、
4:28:36	規制庁側から提出されている資料について事実確認したいことは以上になります。
4:28:42	この後、今後のスケジュール等について確認しますけどそれ以外で、
4:28:48	九州電力の方から確認しておきたいこと。
4:28:52	ありますでしょうか。
4:28:54	九州電力タケツグです九州電力側から特にございません。
4:28:58	西尾規制庁スズキです。原子力発電本部側もよろしいでしょうか。
4:29:04	原子力発電本部からも特にありません。
4:29:07	はい、原子力成長スズキですでは今後のスケジュールについて、進めていきますけれども、
4:29:14	現状、本日、確認した内容を受けて
4:29:21	資料提出していただくものを資料、いつ頃にするかという話と、
4:29:28	その
4:29:29	提出時期次第によって、
4:29:33	本件内容審査会合今んところ、2月の15に、
4:29:39	やろうかというふうに
4:29:41	考えてるところですけど。
4:29:43	それに間に合うかどうか。
4:29:46	ていう、
4:29:47	ところですけど。
4:29:51	その辺含めて、
4:29:53	スケジュール感、いかがでしょう。
4:30:09	九州電力のタケツグでございます。2月の10、15、
4:30:15	の会合がまずは目標ということで、
4:30:19	当社の方も、それであれば2回目のヒアリングは、遅くとも後の週が、
4:30:28	現時点は20を1月29の週。
4:30:31	ぐらいで、資料提出がその1週間前ごろなので、おそらく対応できるのではないかと考えてますけれどもちょっとまた資料の提出、具体的な設備については確認させて
4:30:45	改めて回答させてください。
4:30:48	規制庁数です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:30:52	2月15日に審査会合をやろうとしたときに、もう1回ヒアリングを挟むとすると、
4:30:59	理想は、
4:31:01	2月の1日2日ぐらいまでには、2回目のヒアリング
4:31:06	で、
4:31:07	論点があるかないかっていうの見定めて、
4:31:12	そうすると、
4:31:16	遅くとも、
4:31:18	1月の
4:31:20	25までには、
4:31:22	出してもらおう。
4:31:24	次のヒアリング向けの資料。
4:31:28	と思っておりますので、
4:31:31	それに乗るか乗らないかっていうのをちょっと、
4:31:34	考えていた。
4:31:36	東京支社経由。
4:31:38	ご連絡して、
4:31:39	7、
4:31:40	それでよろしい。
4:31:45	はい厳しい電力のタケツグでございます承知いたしました。
4:31:51	ミナミの2月10号の次の審査会合の見通しなどは、
4:31:56	どうしても候補日というお考えはあるんでしょうか。規制庁鈴木です今のやつが2月15乗らなければ、2月10をキャンセルして、
4:32:07	2月の下旬に、
4:32:10	もう1回考え直す。
4:32:12	かなと。
4:32:13	で、
4:32:14	ちょっと
4:32:20	昨年やった炉心熱水力関連の、
4:32:25	資料、回答今週いただけるっていう話を、
4:32:31	してたので、それを、
4:32:38	1月、
4:32:40	30日に間に合うかどうかという
4:32:44	話なんですけど、それを間に合わせるとしたらそこでやるとして、
4:32:51	放射線被曝関連。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:32:54	12月1日に出していただいて、
4:32:56	ヒアリングできてないので、それーを来週ヒアリングやって、2月15日、
4:33:02	仮
4:33:03	話もあって、ただそこも結構
4:33:06	内容次第では厳しい可能性があって、
4:33:10	ちょっとその辺、全体的なことを考えて、
4:33:15	1がⅡ月末に、まず何を。
4:33:19	審査会合をもって、
4:33:21	考えていて、
4:33:23	そこからこぼれたやつは2月の中旬なのか基準なのか、がいいのか。
4:33:28	どこがいいのかっていうのをもう1回考える。
4:33:32	さっき言った最短で、さっき、
4:33:34	2月15ねらうとしたら、さっきぐらいの、
4:33:39	時間で対応し、設置していかないといけないな。
4:33:44	あと、九州電力としても、
4:33:47	どのぐらいまでで、
4:33:48	何をもっていけそうかなっていうと、
4:33:51	見込みながら、
4:33:54	スケジュール、いつごろ資料出せるか。
4:33:57	答えてた。
4:33:59	でも、
4:34:02	あとは、
4:34:03	早めによって変更で、
4:34:05	そこをちょっと考えて、
4:34:09	よろしいですか。はい。技師根井タケツグです承知いたしました。
4:34:15	まずは今日のヒアリングの提出についてははい。
4:34:20	確認して、どこの開放未制定というところを、当社で考えて確認して回答させていただきます。
4:34:28	最初そうです。はい、じゃあ、本日の今後のスケジュールについては以上で、先ほど言った、
4:34:35	炉心熱水関係の資料を今週、一応提出予定だということは聞いてるんですけど具体的な、
4:34:43	日にちはいつごろになるってのはまだ決まってないでしょう。
4:34:50	九州電力のタケツグでございます。今週中を目標としておりますけれども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:34:56	亭主Ⅱ、
4:35:00	ちょっと12日になる。
4:35:02	かなと考えております。
4:35:04	規制庁柘植受中にワダ出せ、
4:35:07	いけるっていうこと。
4:35:14	すいません、九州電力中園でございます。
4:35:16	資料の方は、準備を進めておりました、今、当社の社内の中では12に目標を立てて準備を進めている段階でございますが、
4:35:28	ちょっとまだ今、今日の段階で、中に確実に出せますという状況ではまだございません。一応、
4:35:36	大戸社内での目標としては12に出そうと、今、努力してるところです。
4:35:41	以上でございます。
4:35:45	成長スズキです。多分そこがぎりぎり1月30日野瀬にぎりぎり、
4:35:51	そこでも何とかなるかどうか、どうかぐらいのところで、もしそれを遅れるっていうんだったら、
4:35:57	2月15日、
4:36:00	この審査会合にそれを回すっていう手もあるし、
4:36:04	別に2月15日やったから2月末やりませんってことはないので、
4:36:09	早め早めにもう下手すると2週間に1回ぐらい、
4:36:13	審査会合で、
4:36:15	ちょうどいいタイミングでやるっていうやり方もあるかもしれないので、
4:36:18	ちょっとなるべく早めに見切りをつけたほうがいいと思うので、
4:36:23	無理そうだって思うんだったら、早めに言ってください。
4:36:28	警視連絡体制です。ありがとうございます。
4:36:31	はい。
4:36:32	その場合は早めに連絡します。以上です。
4:36:36	規制庁鈴木です。スケジュールはこちらから確認しておきたいことは以上ですけど九州電力の方から他に、スケジュールの話で確認しておきたいことと、
4:36:46	ありますか。
4:36:48	スケジュール以外でもいいです。
4:36:51	イセ電力は、
4:36:53	これはございません原子力発電本部側からいかがでしょうか。
4:36:58	原子力発電本部からも特にありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

4:37:01	はい、原子力成長鈴木です。本日のヒアリングこれで終了します。ありがとうございました。
---------	--

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。